



# カンボジア王国の投資に関する法律・政令

(2003年以降の主要なものの仮和訳)

2008年3月

カンボジア開発評議会 (CDC)  
カンボジア投資委員会 (CIB)  
(広報・投資促進部)

カンボジア王国の投資に関する法律・政令および関連法の一部  
(2003年3月の投資法の改正以降の法令の仮和訳)

本資料は英文仮訳(Unofficial Translation)を JICA の支援で和文に仮訳したものです。投資を検討する参考資料として活用していただければ幸いです。

本資料はあくまで仮訳であり、JICA はその内容及び本資料を利用したことにより生じたいかなる損害についても、何ら責任を負うものではありません。

—目次—

ページ

第一部：投資法と関連の政令

1. 投資法(1994年8月5日)および改正投資法(2003年3月24日) .....1
2. 「州・特別市の投資小委員会」(PMIS) 設立に関する政令第17.....10  
(2005年2月9日)
3. 改正投資法に関する施行細則にかかわる政令第111 .....14  
(2005年12月29日)
4. カンボジア開発評議会 (CDC) の組織・機能に関する政令第147.....46  
(2005年12月29日)
5. 経済特別区 (SEZ) の設定および管理に関する政令第148 .....61  
(2005年12月29日)
6. 上記政令第148第4. 1.1. (SEZ-TSCの構成) の修正政令28 .....77  
(2006年3月23日)
7. 上記政令第111の修正 (付属I第一条第5項の削除) 政令第34.....80  
(2007年4月23日)

第二部：投資関連法・政令の一部 (コンセッション関連)

1. 経済的土地営業権 (ELC) に関する政令第146.....82  
(2005年12月27日)
2. 長期賃貸借または経済的土地営業権 (ELC) の抵当権設定、権利譲渡.....96  
に関する政令114 (2007年8月29日)
3. (インフラ契約に関する) コンセッション法 (Law on Concession) .....100  
(2007年10月19日)

## 投資関連法：キーワード一覧

### 第一部：投資法と政令

日本語訳	英語訳	略称
投資適格プロジェクト	(Qualified Investment Project)	QIP
条件付投資登録証明書	(Conditional Registered Certificate)	CRC
最終投資登録証明書	(Final Registered Certificate)	FRC
優遇措置＝インセンティブ	(Incentive)	----
カンボジア開発評議会	(Council for the Development for Cambodia)	CDC
カンボジア復興開発評議会	(Cambodia Rehabilitation and Development Board)	CRDB
カンボジア投資委員会	(Cambodia Investment Board)	CIB
カンボジア特別経済区委員会	(Cambodia Special Economic Zone Investment Board)	CSEZB
特別経済区	(Special Economic Zone)	SEZ
特別経済区(SEZ)管理事務所	(SEZ-Administration Office)	SED-AO
特別経済区(SEZ)問題調査委員会	(SEZ-Trouble Shooting Committee)	SEZ-TSC
ワンストップ・サービス	(One Stop Service)	OSS
州・特別市投資小委員会	(Province-Municipal Investment Sub-Committee)	PMIS
輸出加工区	(Export Processing Zone)	EPZ
自由貿易区域	(Free Trade Area)	FTA
一般工業区	(General Industrial Zone)	GIZ
船積み前検査	(Pre-Shipment Inspection)	PSI
関税局	(Custom and Excise Department)	CED

### 第二部：関連法・コンセッション関連

日本語訳	英語訳	略称
経済的土地営業権	(Economic Land Concession)	ELC
契約当局	(Contracting Authority)	----
技術的事務局	(Technical Secretariat)	----
土地基本登録簿	(Master Land Register)	----
(インフラ) コンセッション法	(Law on Concession)	----
インフラ整備コンセッション契約	(Infrastructure Concession Contract)	----

# 第一部：投資法と政令

カンボジア王国  
国民、信仰、国王 (Nation Religion King)



カンボジア王国投資法  
(1994年8月5日)

および

カンボジア王国投資法改正法  
(2003年3月24日)



第1章  
総則

**第1条：新規**

本法は、すべての適格投資プロジェクト (QIP) に適用され、かつ、適格投資プロジェクトを設定する者による手続を規定するものである。

適格投資プロジェクトのみが、本法の範囲の対象となる利益に対する権利を有する。

**第2条：新規**

本法の意味するところにおいて、以下の用語は、次の通り定義される。

「適格投資プロジェクト」または「QIP」とは、最終投資登録証明書 (Final Registration Certificate) を受けた投資プロジェクトを意味する。

「輸出 QIP」とは、生産物が輸出される適格投資プロジェクトで、政令に定めるものを意味する。

「裾野産業 QIP」とは、適格投資プロジェクトで、その全生産物 (100%) を定期的に輸入される原材料もしくは附属物の代替品として輸出産業へ供給を行なっているものを意味する。

「営業日」とは、カンボジア王国政府の公式の営業日である暦日を意味する。

「カンボジア法人」とは、カンボジア王国に営業所を有し、カンボジアに登録を行なっている会社で、その会社株式の51%以上を、カンボジア国籍を有する者が保有しているものを意味する。

「者」(Person)とは、自然人または法人を意味する。

「条件付投資登録証明書」とは、評議会が本法新第7条第3項に基づき発行する文書を意味する。

「最終投資登録証明書」とは、本法新第7条第7項に基づきカンボジア開発評議会(CDC)が発行する文書を意味する。

「投資案」とは、QIPを設定する目的でいずれかの者がカンボジア開発評議会に提出する案を意味する。

「申請者」とは、投資案をカンボジア開発評議会に提出する者またはグループを意味する。

「投資家」とは、適格投資プロジェクトを維持している者を意味する。

## 第2章 カンボジア開発評議会(CDC)

### 第3条：

カンボジア開発評議会は、投資活動の復興、開発および監督の責任を有する唯一のかつワンストップ・サービスの組織である。カンボジア開発評議会は、すべての復興、開発および投資プロジェクト活動の評価および意思決定に責任を負う王国政府の「Etat-Major(最高機関)」である。

### 第4条：

カンボジア開発評議会は、次の2つの運営機関より構成される。

1. カンボジア復興開発委員会(CRDB)、および
2. カンボジア投資委員会(CIB)

### 第5条：

カンボジア開発評議会の組織および機能は、政令で規定する。

### 第3章 投資手続

#### 第6条：新規

QIP の設立を希望する者はすべて、本法および政令に規定する様式で、かつ本法および政令に規定する様式および手続に従って、投資案をカンボジア開発評議会に提出する。

#### 第7条：新規

評議会は、投資案を受領した後 3 営業日以内に、条件付投資登録証明書または不適格通知書を申請者に対して発行する。

評議会は、政令に基づき必要とされるすべての情報が含まれており、かつ、提案された活動が政令に記載される不適格リスト中に存在しない場合には、条件付投資登録証明書を発行する。しかし、投資案が上記の条件を満たしていない場合、評議会は、申請者に対して不適格通知書を発行する。

条件付投資登録証明書は、QIP の実施に必要な承認、許諾、免許、許可または登録、ならびに、かかる承認、認可、免許、許可または登録の発行に責任を負う政府機関を規定するものとする。条件付投資登録証明書は、QIP が本法新第 14 条に基づき受けることのできる優遇措置、ならびに、QIP を実行する法人の規則についても承認する。

カンボジア開発評議会が 3 営業日以内に条件付投資登録証明書または不適格通知書を発行しなかった場合、条件付投資登録証明書は、政令に規定する様式により自動的に承認されたとみなされる。

カンボジア開発評議会は、申請者に代わり、条件付投資登録証明書に記載された関連省庁からすべての免許を取得するものとする。

条件付投資登録証明書に記載された許諾、認可、免許、許可または登録の発行について責任を有する政府機関はすべて、条件付投資登録証明書の日付から 28 日目の営業日までにこれらの書類を発行するものとする。政府職員が正当な理由なくかかる期限までに申請者の請求に応じなかった場合、法により罰せられる。

カンボジア開発評議会は、条件付投資登録証明書を発行してから 28 営業日以内に最終投資登録証明書を発行するものとする。ただし、最終投資登録証明書の発行は、QIP の管轄権を有する省庁が規定するその他の許可の取得を免ずるものではない。たとえ前第 6 条に規定する 28 営業日の期

限が経過した場合であっても、管轄権を有する機関はすべて、法令により規定される承認を与えるものとする。最終投資登録証明書の発行日は、QIPの開始日とする。

すべての不適格通知書には、投資案が承認されなかった理由、および評議会が条件付投資登録証明書を発行するために必要な追加情報を、明瞭に記載するものとする。

## **第4章 投資保証**

### **第8条：新規**

外国人投資家は、かかる投資家が外国人投資家であるという理由のみによって差別的な扱いを受けるものではない。ただし、土地法に記載する土地の所有権に関連する場合を除く。

### **第9条：**

王国政府は、カンボジア王国の投資家の私有財産に悪影響を及ぼす国有化政策を実施しない。

### **第10条：新規**

王国政府は、QIPの製品もしくはサービスの価格または料金を決定しない。

### **第11条：**

カンボジア王立銀行が一般に交付および公開する関係法令に従い、王国政府は、金融システムを介して外貨を購入するために投資家がカンボジアにおいて投資し、投資家がかかる投資に関連して負担した金融債務を履行するためにこれらの通貨を海外に送金することを許可するものとする。これに該当する支払いは次の通り。

1. 輸入に関する支払い、ならびに、国際融資における元本および利息の払戻し
2. ロイヤリティおよび管理手数料の支払い
3. 利益の送金、および
4. 第8章に準拠した投下資本の本国送金



## 第 5 章 投資奨励金

### 第 12 条 :

王国政府は、適格投資プロジェクトに対し本章が定める投資プロジェクト優遇措置を提供する。

### 第 13 条 :

優遇措置および特権には、関税および税金の全部または一部の控除が含まれる。

### 第 14 条 : 新規

第 13 条に規定する優遇措置には、次のものが含まれる。

1. QIP は、利益税免除期間を取得することにより、税法において利益に課せられる税金が免除される。

免税期間は、『開始期間(Trigger Period) + 3 年間 + 優先期間(Priority Period)』より構成される。優先期間は、財産管理法(Financial Management Law)において決定する。

開始期間(Trigger Period)は、利益のあった初年度または QIP が最初の収益を上げてから 3 年間のうち、いずれか先に生じたものとする。

2. 上記第 1 項における QIP の資格を得るには、QIP が、政令が規定する国家への年間責務履行証明書を評議会から取得することを条件とする。
3. QIP は、税法に定める免税期間後は利益税率の対象となる。
4. 上記第 1 項に基づく資格を用いる QIP は、税法における特別償却を申請することができない。
5. 国内向け QIP は、政令に規定する関税を免除されて、生産設備および生産投入建設資材を輸入する資格を有する。
6. 税関製造保税倉庫の仕組みを選択するまたは選択してきた輸出 QIP 以外の輸出 QIP は、政令に規定する関税を免除されて、生産設備、建設資材、原材料、半製品および生産投入付属品を輸入する資格を有する。

7. 「裾野産業」QIP は、政令に規定する関税を免除されて、生産設備、建設資材、原材料、半製品および生産投入付属品を輸入する資格を有する。
8. 投資家と吸収合併した者は、政令に規定する吸収合併手続に従って、カンボジア開発評議会への申請時に、あらゆる保証、権利、特権および義務を投資家の QIP より継承することができる。
9. 評議会が発行する開発優先リストに記載された指定の SPZ（特別奨励地域）または EPZ（輸出加工区）に所在する QIP は、本法に規定する他の QIP と同様の優遇措置および特権を受ける資格を有する。
10. QIP は、現行法に規定する活動を除き、輸出税の全額免除を受ける資格を有する。
11. QIP は、カンボジア開発評議会の認可によりかつ移民労働法に従って、外国人を経営者、技術者および熟練労働者として王国において雇用するため、査証および就労許可を取得し、また、かかる外国人の配偶者および扶養家族の居住査証を取得する資格を有する。

#### 第 15 条：新規

QIP の権利、特権および資格は、新第 14 条第 8 項に規定する吸収合併によらない限り、これを第三者に移転または譲渡することはできない。

### 第 6 章 土地の所有権および使用

#### 第 16 条：新規

QIP を実施するための投資家が有する土地の所有権は、カンボジア市民権を保有する自然人またはカンボジア法人に付与される。

土地は、更新可能な営業権（Concession）、無制限長期リースおよび制限短期リースを含めて、土地法の規定に従って投資家にその使用が認められる。

投資家は、法により認められる土地のコンセッション契約またはリース契約が定める期間を限度とする期間中、土地の上にある不動産および動産、ならびに QIP が使用する土地を所有し、担保として差し入れ、および譲渡する権利を有する。

投資家は、使用していない土地の営業権を譲渡または担保に供することはできない。

## 第7章 雇用慣行

### 第17条：

カンボジア王国内の投資家は、労働法および移民法に従い、カンボジア国民および外国人を自由に選択し、雇用することができる。

### 第18条：新規

投資家は、以下を条件として外国人従業員を雇用することができる。

- カンボジア人に資格および専門的知識を有する者がいない場合。この場合、従業員の旅券または証明書および/または学位もしくは履歴書の写し等、必要な書類をカンボジア開発評議会に提出するものとする。
- 外国人従業員の雇用の必要性を主張する文書を必要とする。投資家は、社会省（社会・労働・職業訓練・青少年社会復帰省：Ministry of Social Affairs, Labor, Vocational Training and Youth Rehabilitation）より承認および許可を取得するものとする。
- 外国人従業員は、投資家のための作業を開始する前に、社会省が発行するカンボジア王国の労働許可を保有しているものとする。

投資家は、次の義務を履行するものとする。

- 適切かつ一貫した訓練をカンボジア人従業員に提供する。
- 労働期間に応じて、カンボジア人従業員を上級職位に昇進させる。

### 第19条：

外国人従業員は、所定の税金を支払った後、カンボジア王国において得た賃金および給与を、金融システムを通じて取得した外国通貨で、外国に送金することが認められている。

## 第8章 紛争および解決

### 第20条：新規

土地に関連する紛争を除き、法に規定する QIP の権利および義務に関する QIP 関連の紛争は、可能な限り、カンボジア開発評議会、投資家およびその他の紛争当事者の間で友好的に解決するも

のとする。

当事者が、かかる協議について最初に書面で要請した日から 2 ヶ月以内に友好的解決に至らなかった場合、当該紛争は、いずれかの当事者により以下に付されるものとする。

- 評議会の意見による和解
- 当事者双方の合意による、カンボジア王国内外での仲裁、または
- カンボジア王国の審判所における審理。

#### **第 21 条 : 新規**

投資家がカンボジア王国における活動を終了することを意図している場合、かかる投資家は、その理由を記し、当該投資家またはその代理人が署名した書留郵便または直接送達の手紙により、カンボジア開発評議会に通知を行なうものとする。

#### **第 22 条 : 新規**

投資家が司法手続きなく QIP の活動を中止することを意図している場合、かかる投資家は、投資家による QIP の活動の中止が正式に認められるまで、または商法の適用によって解決されるまでは、経済財務省からの苦情および申立てを含め、QIP が適切に負債の決済を行なったことについて評議会に証拠を提示するものとする。

#### **第 23 条 : 新規**

司法手続におけると否とにかかわらず、QIP の活動停止が認められた場合、投資家は、自己の資産の残余収益を海外に移転し、または同収益をカンボジア王国内において使用することができる。しかし、関税非課税で輸入した機器設備類の QIP による使用が 5 年未満である場合には、QIP は、政令の決定に従い、かかる機器設備類に適用される関税を支払う義務を有する。

### **新第 9 章 経過規定**

#### **第 24 条 : 新規**

1994 年 8 月 5 日付王国法第 03/NS/94 号および閣僚会議令により交付された投資法に基づいて認められた投資はすべて、本法および関連する政令の規定により適格投資プロジェクトとみなされるものとする。

本法の交付前に9%の利益税率を受ける資格を有しており、かつ許可の付与が認められた投資活動を開始した QIP は、本法の交付後の会計年度から5年間、かかる9%の税率を受ける資格を有する。ただし、本法の交付後の各会計年度につき、新第14条第2項に定める通り、投資家が政令によって規定される国家への責務履行証明書を提出することを条件とする。

本法の交付前に利益税の免除を受ける資格があり、かつその資格が評議会により書面で承認された QIP は、引続き利益税の免除を受ける資格を有するものとする。ただし、本法の交付後の各会計年度につき、投資家が国家に対して、新第14条第2項に定める通り、政令によって規定される責務履行証明書を提出することを条件とする。

## **新第10章 最終規定**

### **第25条：新規**

QIP がカンボジア開発評議会が規定する条件に違反し、または従わなかった場合、評議会は、当該 QIP に付与された特権および優遇措置の全部または一部を撤回する権限を有する。

### **第26条：新規**

本法に反する条項は、これを取消す。

### **第27条：新規**

本法は、直ちにこれを交付する。

本法は、プノンペンにおいて、2003年2月3日、  
第二議会の第九本会議の会期中に  
カンボジア王国国民議会によって採択された。

2004年2月4日、プノンペン

国民議会議長

**Norodom Ranariddh**

カンボジア王国  
国民、信仰、国王 (Nation Religion King)

カンボジア王国  
第 17ANK/BK 号

カンボジア王国  
州－特別市投資小委員会の設立に関する政令  
(Sub-Decree on Investment of the Provinces-Municipalities)  
王国政府

以下の事項の考慮を経たものである。

- カンボジア王国憲法
- 国家機関の機能正常化のための追加憲法の発布に関する 2004 年 7 月 13 日付王国法第 NS/RKM/0704/001 号
- カンボジア王国政府の任命に関する 2004 年 7 月 15 日付勅令第 NS/RTK/0704/124 号
- 閣僚評議会の組織および機能に関する法の発布に関する 1994 年 7 月 20 日付王国法第 02/NS/94 号
- カンボジア王国の投資法の発布に関する 1994 年 8 月 5 日付王国法第 03/NS/94 号、およびカンボジア王国投資法改正法の発布に関する 2003 年 3 月 24 日付王国法第 NS/RKM/0303/009 号
- カンボジア開発評議会の組織および機能に関する 2001 年 7 月 27 日付政令第 70 ANKr.BK 号
- カンボジア王国投資法の実施に関する 1997 年 12 月 29 日付政令第 88/ANK/BK 号、および 1999 年 6 月 11 日付改正政令第 53/ANK/BK 号および 2001 年 12 月 26 日付改正政令第 130/ANK/BK 号のそれぞれへの言及
- 全州および特別市における民間部門からの投資誘致に関する王国政府の政策への言及
- カンボジア開発評議会による要求への言及

## 以下の通り決定する

### 第1条：

-----として知られる-----に投資案を適格投資プロジェクト「QIP」として登録する仕組みを設立するため、投資小委員会（Investment Sub-Committee）は、以下より構成される。

1.	州知事	議長
2.	CDC/CIB の代表者	常任副議長
3.	第一州副知事	副議長
4.	第二州副知事	副議長
5.	経済財務部長	委員
6.	商業部長	委員
7.	鉱工業エネルギー部長	委員
8.	公共事業・運輸部長	委員
9.	環境部長	委員
10.	国土整備・都市化・建設部長	委員
11.	農業水産部長	委員
12.	計画部長	委員
13.	水資源・気象部長	委員
14.	観光部長	委員
15.	郵便電気通信部長	委員
16.	----- 商工会議所の代表者	オブザーバー
17.	事務局(Secretariats)の代表者	書記官

上記委員はすべて、議長または議長の欠席の際には副議長が召集する会議に出席するものとする。

-----投資小委員会の委員ではない州部の地区の知事はすべて、その該当する事例に応じて、会議に招かれる場合がある。

### 第2条：

-----投資小委員会は、-----投資小委員会の常任副議長の議長職に基づき、事務局に日常作業を行わせるものとする。

-----投資小委員会は、その日常業務用に別途の印章を公式に用いる権利を有するものとする。

### 第3条：

-----投資小委員会は、新会社を QIP として登録することに関連して、カンボジア王国の投資法および規則に従って、2,000,000（2 百万）米ドル未満の投資資本(Investment Capital)で、その役割

および職務を履行するものとする。

#### 第4条：

-----投資小委員会は、CDC/CIB への登録の時点で、輸入に関する優遇措置の審査および提供のために、投資者に登録済み QIP に関する文書を提出するものとする。

#### 第5条：

すべての関係省および機関は、省もしくは機関に代わって許可、免許、承認を発行することに関して行なう処理および手続に関するすべての規則を説明して、その州レベルの下部機関に決定権を委任するものとする。

#### 第6条：

以下に言及する投資プロジェクトは、-----投資小委員会の登録の対象とならず、CDC/CIB による登録に従うものとする。

1. 2,000,000 (2 百万) 米ドルを超える資本の投資
2. 少なくとも2つの州—特別市の管轄に属している投資プロジェクト
3. 特別経済区 (SEZ) に位置する投資プロジェクト

#### 第7条：

投資プロジェクトを登録し、投資優遇措置を提供するための-----投資小委員会の手続は、以下の通りとする。

- 州における投資に関するワンストップサービスとなること
- CDC/CIB で実施するに場合と同様に、投資に関する法規の適用に基づく所定の手続を遵守すること

#### 第8条：

1994年8月5日付 Preach Reach Kram 第03/NS/94号および関連政令により発布された投資法に基づき認可される投資はすべて、QIP とみなされる。ただし、投資者が、カンボジア王国の投資法改正法の実施に関する政令に規定する手続に従い、すべての申請書を完備していることを条件とする。

#### 第9条：

- CDC は、小委員会が円滑かつ効果的に機能するよう、実務に関する規則を発行し、また-----投資小委員会に専門訓練を提供するものとする。
- -----投資小委員会は、CDC/CIB が王国政府に報告を行なうために必要な基本書類を入手できるよう、CDC/CIB に毎月報告を行なうものとする。



**第 10 条 :**

CDC の共同議長、閣僚評議会担当大臣、内務共同大臣、経済財務大臣、商業大臣、鉱工業エネルギー大臣、公共事業・運輸大臣、環境大臣、国土整備・都市化・建設大臣、農林水産大臣、計画大臣、気象大臣、観光大臣、郵便電気通信大臣、関係省の各大臣、-----知事、州知事／特別市知事、機関／団体ならびに第 1 条に記載するすべての構成機関の長は、その署名日より本政令を有効に施行する。

プノンペン、2005 年 2 月 9 日

首相

署名および印

フン・セン (Hun Sen)

上級大臣により

サムデク (Samdech) 首相に通知された。

経済財務大臣

CDC 第一副議長

Keat Chhon

写し送付先 :

- 王宮省 (Ministry of Royal Palace)
- 上院事務局長 (General Secretary of the Senate)
- 国民議会事務局長 (General Secretary of the National Assembly)
- サムデク (Samdech) 首相内閣、「共同議長」
- 第 10 条に「施行のために」と記載した者
- 公文書保管所および記録所

..... (脚注を参照)

\*\*\*本政令は、カンボジア王国の 24 の各州および特別市について投資小委員会を設立するために採択された。

カンボジア王国  
国民、信仰、国王 (Nation Religion King)

カンボジア王国投資法改正法に関する法の施行に関する  
2005年9月27日付  
政令  
第111 ANK/BK号

カンボジア王国政府は、以下を確認し、

- カンボジア王国憲法
- カンボジア王国政府の設立に関する2004年7月15日付勅令第NS/RKT/0704/124号
- 閣僚評議会の組織および機能に関する法を公布する1994年7月20日付王国法第02/NS/94号
- カンボジア王国投資法に関する1994年8月5日付王国法第03/NS/94号およびカンボジア王国投資法の改正を公布する2003年3月24日付王国法第NS/RKM/0303/009号
- 税法を公布する1997年2月24日付王国法第NS/RKM/0297/03号および税法の改正を公布する2003年3月31日付王国法第NS/RKM/0303/010号
- カンボジア王国投資法の施行に関する1997年12月29日付政令第88/ANK/BK号、ならびに、カンボジア王国投資法の施行に関する政令の改正に関する1999年6月11日付改正政令第53/ANK/BK号および1999年6月11日付政令第53/ANK/BK号の改正に関する2001年12月26日付第130/ANK/BK号
- カンボジア開発評議会の組織および機能に関する2001年7月27日付政令第70/ANK/BK号、ならびに、2001年7月27日付政令第70/ANK/BK号の改正に関する2002年11月12日付改正政令第112/ANK/BK号および2004年8月4日付第35/ANK/BK号
- 2005年9月2日の閣議中の閣僚評議会(Council of Ministers)の承認をもって、

次の通り決定する

## 第1章 総則

### 第1条：政令の適用範囲

- 1.1 **目的**：本政令は、投資法の適用および施行を補足および規定するものであり、また、カンボジア法人および外国法人によるカンボジア王国における投資を奨励および規制することを目的とする。
- 1.2 **適用範囲**：本政令は、本評議会（CDC）および州・特別市投資小委員会（PMIS）において登録された各 QIP について適用される。

### 第2条：投資範囲

投資活動：本政令は、投資法第7条に定める本政令第1部附則1の不適格リストに記載する活動以外のすべての投資活動に適用される。

### 第3条：外国法人およびカンボジア法人による投資

- 3.1 **外国法人およびカンボジア法人による投資**：王国政府は、本政令第2条の制約に従うことのみを条件に、すべての経済活動についてのカンボジア法人および外国法人からの投資を歓迎する。
- 3.2 **名義人の使用**：カンボジア国民の管理下にある個人または法人は、外国法人もしくは外国人の活動を規制または禁止する本政令の適用を回避する目的で、外国法人のために、またはこれを代表して、直接もしくは間接に、行為を行ってはならない。

### 第4条：定義

本政令において、次の用語は、以下に定義する意味を有する。

「申請者」とは、投資案を本評議会（CDC）または州・特別市投資小委員会（PMIS）に提出する個人または団体を意味する。

「カンボジア人投資家」とは、カンボジア国民またはカンボジア法人である投資家を意味する。

「カンボジア法人」とは、カンボジア王国で登記され、カンボジア王国にその事業所が所在する会社で、カンボジア国籍の者がその株式の51パーセント以上を保有するものを意味する。

「コンプライアンス証明書」とは、投資法新第 14.2 条または新第 24 条に基づき提出するよう求められ、本政令第 18.2 条に基づき発行される責務履行証明書を意味する。

「条件付登録証明書」とは、投資法新第 7 条第 3 項および本政令第 6.3 条の定めにより本評議会または州・特別市投資小委員会が発行する文書を意味する。

「建設資材」とは、敷地内の備品等の建設品目で、QIP の建設の初期段階もしくは拡張工事初期段階で投資活動を実施するために使用される施設の建設において、完全加工されおよび利用されるものを意味する。

「本評議会」とは、投資法第 3 条により設立されるカンボジア開発評議会を意味する。

「本評議会政令」とは、カンボジア開発評議会の組織および機能に関する 2001 年 7 月 27 日付政令第 70/ANK/BK 号、ならびにその後の 2002 年 11 月 12 日付改正第 112/ANK/BK 号および 2004 年 8 月 4 日付改正第 35/ANK/BK 号を意味する。

「関税」とは、関税地域内への輸入または関税地域外への輸出の際に商品に課せられる関税率表に記載する外国貿易に対する税を意味する。

「国内 QIP」とは、輸出を目的としない QIP を意味する。

「輸出 QIP」とは、カンボジア王国外の購入者または譲受人に対してその製品の一部を販売または譲渡する QIP を意味する。

「財産管理法」とは、毎年の財産管理法を意味する。

「最終投資登録証明書」とは、投資法第 7 条第 7 項および本政令第 7.3 条の定めにより、本評議会または州・特別市投資小委員会が発行する文書を意味する。

「外国法人」とは、カンボジア法人以外の法人またはカンボジア法に準拠して設立されたものではない法人を意味する。

「投資活動」とは、QIP に基づきカンボジアにおいて実施される事業活動を意味する。

「投下資本」とは、土地価格および運転資本以外の、米国通貨で示される投資価値を意味する。

「投資保証」とは、本政令定めるように投資法第 4 章に記載する保証であり、本政令のすべての要件を遵守する投資家が利用することのできるものを意味する。

「投資優遇措置」とは、投資法第 5 章および本閣僚会議令に定める優遇措置で、本政令のすべての要件を遵守する投資家が利用することのできるものを意味する。

「投資案」とは、QIP を設立する目的で本評議会または州・特別市投資小委員会に提出される提案書を意味する。

「本投資家」とは、QIP を実施する者を意味する。

「投資法」とは、1994 年 8 月 5 日付王国法第 03/NS/94 号により公布された投資法で、2003 年 3 月 24 日付王国法第 NS/RKM/0303/009 号により公布されるカンボジア王国投資法改正法により改正されたものを意味する。

「税法」とは、1997 年 2 月 24 日付王国法第 NS/RKM/0297/03 号により公布された法で、2003 年 3 月 31 日付王国法第 NS/RKM/0303/010 により公布される税法改正法により改正されたものを意味する。

「機械部品」とは、耐用年数が 2 年未満の生産設備の部品を意味し、当該部品および設備の予備品が含まれる。

「不適格リスト」とは、本政令附則 1 に記載する投資プロジェクト一覧を意味する。

「者」とは、自然人または法人を意味する。

「生産設備」とは、その輸入から 2 年以内に自然に変形または消耗することのない生産資材の実質的加工に用いられる機器および道具を意味し、情報技術設備または自動車が含まれる。

「生産資材」とは、輸入から 2 年以内に QIP の生産過程において完全加工または利用される商品を意味し、原材料、半製品および生産付属品が含まれる。これには、事務用設備および備品、石油製品、車両および車両用予備部品は含まれない。

「生産物」とは、加工された生産資材により生産される商品を意味する。

「専門サービス」には、法律、財務、会計、監査、税務相談、建築、工業技術、情報技術サービス、広告および管理サービスが含まれるが、これらに限定されるものではない。

「州・特別市投資小委員会」(PMIS)とは、州および特別市レベルで 投下資本が 2,000,000 米ドル (2 百万米ドル) 未満の投資プロジェクトについて検討および承認するために、政令が設立する州または特別市の小委員会を意味する。

「適格投資プロジェクト」または「QIP」とは、最終投資登録証明書が発行されている投資プロジェクトを意味する。

「裾野産業 QIP」とは、製品の 100 パーセントが、通常輸入される原材料および付属品とは異なり、輸出産業への供給に用いられる QIP を意味する。

「営業日」とは、カンボジア王国政府の公式営業日である暦日を意味する。

## 第 2 章 投資案および登録証明書

### 第 5 条：条件付投資登録証明書の申請

- 5.1 **申請および費用**：投資優遇措置および保証、または投資保証のみの取得を希望する者は、本評議会または州・特別市投資小委員会に対し、適切な委任状を付し、すべての関係省庁および機関による承認、認可、許可または登録を担保するための管理手数料（印紙税を含む）として 7,000,000（七百万）リエルの申請費用を支払い、申請書に記入および申請者または申請者の代理人が正式に署名して、投資案を提出するものとする。
- 5.2 **申請書**：投資案の申請書は、本政令附則 2 に記載する。
- 5.3 **行為権限証明書**：申請者またはその代理人が投資案に署名した場合、かかる者の署名権限を証明する文書を、投資案に添えて、評議会または州・特別市投資小委員会に提出しなければならない。
- 5.4 **複数の活動案件**：複数の投資活動への投資および実施を提案した場合は、登録されれば QIP として実施されるが、各投資活動について個別に投資案を提出しなければならない。
- 5.5 **利益税（Tax on Profit）免除の選択**：最終投資登録証明書を受領するにあたり、本政令第 15 条に従い、投資法第 14.1 条が定める利益税免除を受ける資格を得ようとする申請者は、投資案に書面でその旨記載しなければならない。
- 5.6 **他の財務上の控除の排除の選択**：第 5.5 項における選択を行うにあたり、申請者は、投資法第 14.1 条が定める免税期間を利用する選択をした場合、投資家が QIP に関して税法に基づき利用できる投資控除を請求する資格を失う旨了解しているものとする。

5.7 **投資保証のみの選択**：投資保証のみを受けることを希望する申請者は、申請者が QIP でなく、投資法の投資保証の対象となる限りにおいて、申請書への記載をもって選択することができる。この場合、評議会および州・特別市投資小委員会は、申請者に対し特別の許可を発行するものとする。

## 第 6 条：投資案の登録、またはその拒絶

6.1 **登録処理**：評議会または州・特別市投資小委員会は、第 5.1 条に基づき投資案提出日より 3 営業日以内に、以下の事項を行わなければならない。

- (a) (b)項または(c)項のいずれも該当しない場合、第 6.3 項に従って投資案を登録し、申請者に通知する。
- (b) 投資案が以下のいずれかの投資活動に関するものである場合、投資案を拒否し、第 6.6 項に従って申請者に通知する。
  - (i) 不適格リストに含まれているもの
  - (ii) 当該投資家または他の者により過去に実施されたことがあるか、現在実施されていて、既に投資法に基づく投資優遇措置を受領しているもの。
- (c) 投資案に第 5.1 項が定めるすべての情報が記載されていない場合、投資案を拒否し、第 6.6 項に従って申請者に通知する。
- (d) 評議会または州・特別市投資小委員会は、評議会および州・特別市投資小委員会のワンストップ・サービスを介する処理を要するような、国益に関するまたは環境に影響のある特定の投資プロジェクトの登録を延期する権利を有する。この場合、評議会および州・特別市投資小委員会は、申請者に対し、投資案提出日から 3 営業日以内にその具体的理由を通知するものとする。

6.2 **投資案の改正**：評議会に対して行われた投資案が本政令第 5 条に従ったものでない場合、評議会または州・特別市投資小委員会は、申請者に対し投資案提出日より 3 営業日以内に書面で通知を行い、投資案を修正の上再提出するよう求めることができる。

6.3 **条件付投資登録証明書の発行**：評議会または州・特別市投資小委員会が第 6.1 項(a)により投資案を登録した場合、評議会または州・特別市投資小委員会は、投資案提出日より 3 営業日以内に申請者に対し、附則 3 に定める様式で、以下の情報を記載した条件付投資登録証明書を発行しなければならない。

- (a) QIP を合法的に実施するために必要なすべての承認、認可、免許、許可または登録の一覧、および申請者がかかる文書の発行要件を満たした場合にかかる文書の発行を担当する州または特別市の各省、部署、当局、法人または王国政府の各機関の一覧。
- (b) 第 5.5 項、第 5.6 項または第 5.7 項により申請者が行う選択。
- (c) 最終投資登録証明書が発行された場合に投資プロジェクトに認められる投資優遇措置および保証。投資法第 14.1 条における利益税免除期間を含む。
- (d) 申請者が第 5.7 条により行った選択、およびその後の投資優遇措置を受ける資格の喪失。
- (e) QIP を実施する法人の定款の承認。

6.4 **条件付投資登録証明書発行の不履行**：評議会または州・特別市投資小委員会が第 6.3 項に基づく条件付投資登録証明書を発行しなかった場合、または 3 営業日以内に第 6.6 項に基づく不適合通知書を発行しなかった場合、投資案は登録されたものをみなし、評議会または州・特別市投資小委員会は、直ちに申請者に対し、条件付投資登録証明書を発行しなければならない。

6.5 **条件付投資登録証明書に添付する情報**：評議会または州・特別市投資小委員会は、第 6.3 項 (a) が定める承認、認可、免許、許可または登録のそれぞれについて、条件付投資登録証明書と併せ、投資方針および評価基準を発行しなければならない。

6.6 **不適合通知書**：評議会または州・特別市投資小委員会が第 6.1 項 (b) に基づき投資案を拒否した場合、評議会または州・特別市投資小委員会は、申請者に対し、以下を記載した不適合通知書を発行しなければならない。

(a) 投資案が受領されなかった理由

(b) 評議会または州・特別市投資小委員会が修正投資案を登録できるような追加情報

## 第 7 条：最終投資登録証明書の発行

**本評議会または州・特別市投資小委員会による各種承認、認可の支援**：評議会または州・特別市投資小委員会は、6.3 項に従って条件付投資登録証明書を発行した後、申請者に代わり、第 6.3 項 (a) に定める州・特別市の関係省庁、局、機関、法人、または王国政府の機関による承認、認可、免許、許可または登録の発行を支援しなければならない。



- 7.1 **保証金の支払い**：投資家は、コンセション契約により求められるインフラ整備の営業権の場合を除き、自己の投資に対する保証金の支払いを求められない。
- 7.2 **最終投資登録証明書の発行**：条件付投資登録証明書の保有者が第 6.3 項(a)に定めるすべての承認、認可、免許、許可または登録を取得した場合、評議会または州・特別市投資小委員会は、最終投資登録証明書を発行しなければならない。
- 7.3 **最終投資登録証明書の発行期間**：条件付投資登録証明書の保有者が当該証明書の発行日より 28 営業日以内に第 6.3 項(a)に定めるすべての承認、認可、免許、許可または登録を取得していない場合であっても、評議会または州・特別市投資小委員会は、最終投資登録証明書を発行しなければならない。
- 7.4 **その他の承認の申請**：評議会または州・特別市投資小委員会が第 7.4 項により最終投資登録証明書を発行した場合であっても、提案された QIP を合法的に実施するために必要なすべての承認、認可、免許、許可または登録を取得または受領する申請者の義務が免除されるわけではない。
- 7.5 **QIP の開始**：QIP は、当該 QIP についての最終投資登録証明書の発行日に開始し、これにより、投資法第 1.41 条および本政令第 15.1 項に基づく利益税免除期間も開始する。
- 7.6 **その他の承認の請求義務**：QIP は、住所、本社、事業所、会社名、株式の変更またはその他投資案の変更、および投資家の定款の変更がある場合、その許可を得るため、評議会または州・特別市投資小委員会が 10 営業日以内に当該事項について決定できるよう、かかる変更を行う日の前 10 営業日以内に、評議会または州・特別市投資小委員会に対し、所定の手続に従い書面による申請を行うものとする。

## 第 8 条：最終投資登録証明書の撤回または取消し

- 8.1 **最終投資登録証明書の撤回**：最終投資登録証明書は、本投資案が以下の事項に当てはまる場合には、評議会または州・特別市投資小委員会が発行した日より撤回されるものとする。
- (a) 詐欺または不実表示により最終投資登録証明書またはコンプライアンス証明書を取得した場合
- (b) 第 7.3 項に定めるすべての文書を受領した後 6 ヶ月以内に投資活動を開始しなかった場合。ただし、別途の期間を定めたコンセション契約の場合を除く

- 8.2 **最終投資登録証明書の取消し**：投資家が投資法新第 21 条に基づき最終投資登録証明書の取消しを評議会または州・特別市投資小委員会に申請した場合、評議会または州・特別市投資小委員会は、投資家が投資法新第 22 条および新第 23 条を完全に満たす限り、最終投資登録証明書を取消さなければならない。
- 8.3 **最終投資登録証明書の撤回通知**：評議会または州・特別市投資小委員会が本条に従って最終投資登録証明書を撤回した場合、評議会または州・特別市投資小委員会は、当該撤回につき、投資家に書面で通知しなければならない。
- 8.4 **異議申立**：本条に基づき最終投資登録証明書が評議会または州・特別市投資小委員会により撤回された場合、投資家は、第 8.3 項に基づく評議会または州・特別市投資小委員会からの書面による撤回通知の日または当該通知を受領した日から 20 営業日以内に、評議会の共同議長に書面で異議申立をすることができる。
- 8.5 **投資優遇措置の受給資格の喪失**：その最終投資登録証明書が撤回または取消された QIP は、かかる撤回または取消しの日以降、最終投資登録証明書に記載する投資優遇措置を請求する権利を有しない。

### 第 3 章 QIP の吸収・合併

#### 第 9 条：QIP の合併

- 9.1 複数の本投資家、または単独の投資家とその他の者が、合併して新たな法人を設立することに合意し、かかる新法人が本投資家の QIP を実施することを希望しかつ当該 QIP の最終投資登録証明書に規定する投資優遇措置および保証を受ける資格を有する場合、合併および最終投資登録証明書の移転前 10 営業日以内に、当該新法人は、評議会または州・特別市投資小委員会に対し、投資家の登録、および QIP の最終投資登録証明書の新法人への移転をするよう、書面で申請しなければならない。
- 9.2 評議会または州・特別市投資小委員会は、第 9.1 項に基づく申請を検討し、かかる申請の受領日より 10 営業日以内に、登録および最終投資登録証明書の移転の承認または拒否につき、当該新法人に対し書面で通知しなければならない。

## 第 10 条：未登録者による QIP の吸収

- 10.1 未登録者が QIP の所有権を購入しかつ本投資家の QIP を実施することを希望し、さらに QIP の最終投資登録証明書に規定する投資優遇措置および保証を受ける権利を有する場合、かかる購入者は、評議会または州・特別市投資小委員会に対し、投資家の登録、および QIP の最終投資登録証明書の新法人への移転をするよう、最終投資登録証明書の移転前 10 営業日以内に書面で申請しなければならない。
- 10.2 評議会または州・特別市投資小委員会は、第 10.1 項に基づく申請について審査し、申請の受領より 10 営業日以内に登録および最終投資登録証明書の移転の承認または拒否につき、当該購入者に対し書面で通知しなければならない。
- 10.3 投資家の株式の譲渡により譲受人が投資家の経営権を取得した場合、投資家は、評議会または州・特別市投資小委員会に対し、評議会または州・特別市投資小委員会が 10 日以内にかかる事項について決定することができるよう、当該譲渡前 10 営業日以内に譲渡を申請し、譲受人の名称および住所を提出しなければならない。
- 10.4 第 10.3 項において、「経営権」とは、本投資家の株式の少なくとも 20% を保有することを意味する。

## 第 11 条：その他の投資家による QIP の吸収

- 11.1 登録済投資家が QIP の所有権を購入し、投資家により実施される QIP の投資優遇措置および保証を受ける権利を有する場合、かかる権利を得るには、購入投資家は、取得前 10 営業日以内に当該吸収につき、評議会または州・特別市投資小委員会に書面で申請しなければならない。
- 11.2 評議会または州・特別市投資小委員会は、第 11.1 項に基づく申請を検討し、かかる申請の受領より 10 営業日以内に登録および最終投資登録証明書の移転の承認または拒否につき、当該購入投資家に対して書面で通知しなければならない。

## 第 12 条：登録または承認申請の不履行

新規参入者または購入投資家が第 9 条または第 10 条に従い、評議会または州・特別市投資小委員会への登録申請を行わなかった場合、または、購入投資家が第 11 条に従い、評議会または州・特別市投資小委員会への申請を行わなかった場合、かかる新規参入者または購入投資家は、QIP の投資優遇措置および保証を受ける権利を有しない。

## 第4章 合弁事業

### 第13条：合弁事業

QIP は、合弁事業の形態をとることができる。合弁事業は、カンボジア法人間、カンボジア法人および外国法人間、また、外国法人間で設立することができ、また、王国政府機関との合弁事業も含む。国籍または各株主の株式保有率による制限はない。ただし、合弁事業がカンボジア王国の土地または土地に関する権利を所有するか、所有することを意図する場合を除く。この場合、カンボジア法人以外の者すべての総株式保有率は、49パーセントを超えてはならない。

## 第5章 課税

### 第14条：一般原則

- 14.1 **納税義務**：本投資家は、財産管理法、税法および投資法ならびに関連規則の各条項が定める義務を負い、これを遵守しなければならない。
- 14.2 **天然資源**：石油および天然ガスの開拓の分配契約により得られる利益または天然資源関連活動（木材、鉱石、金および貴石など、しかし、これらに限定されない）からの利益については、利益税の税率は、税法改正法第 20.2 条に従って決定する。
- 14.3 **制限事項**：税および関税の全部または一部の免除は、本政令の規定により、利益税および関税の支払についてのみ適用されるものとする。かかる例外には、以下のものは含まれない。
- (a) 税法新第 25 条および新第 26 条が定める給与税および源泉徴収税、ならびに配当の分配に対する追加利得税
  - (b) 付加価値税、一定の商品およびサービスに対する従量税、輸入時に支払う関税、ならびに現行法が規定するその他の税

### 第15条：利益税（Tax on Profit）

- 15.1 **利益税免除の期間**：投資法第 14.1 条に従い、利益税免除期間（始動期間、3 年、および優先期間を合計した期間）は、本条に従って決定する。

15.2 **始動期間(Trigger Period)** : 投資法第 14.1 条において、利益税免除期間の始動期間は、最終投資登録証明書の発行から下記のうちのいずれか早期に到来した年度の直前の課税年度最終日までの期間をいう。

(a) QIP より利益が生じた場合、初めて利益のあった課税年度

(b) QIP に商品またはサービスの販売に関する投資活動から所得が生じた場合、初めて所得のあった課税年度から 3 度目の課税年度

本項および投資法第 14.1 条において、利益とは、税法第 17 条の損失繰越規定にかかわらず、税法の規定に基づき算出される課税利益を意味する。

15.3 **3 年** : この 3 年の期間は、始動期間直後の課税年度から、その後続く 2 年の課税年度である。

15.4 **優先期間(Priority Period)** : 財産管理法が定める優先期間は、第 15.3 項に規定する 3 年の期間の 3 年目の課税期間の直後より開始する。

15.5 **投資法改正法の公布後に登録された QIP に対する利益税の前払** : 利益税の前払いは、投資法第 14.1 条の規定により、利得税が免除された QIP には適用されない。

15.6 **投資法改正法の公布前に承認された QIP に対する利益税の前払(Prepayment of the Tax on Profit)** : 投資法新第 24 条(2)の対象となる QIP は、税法新第 28 条に従って、すべての税（ただし前月に生じた付加価値税を除く）込みの売上高の 1%の利益税を毎月前払いするものとする。カンボジア王国投資法改正法が定める免除期間中に生じた QIP の売上高は、利益税の前払いが免除される。

15.7 税法新第 24 条に従い、QIP は、最低課税 (Minimum Tax) の対象にならない。

## 第 16 条 : 生産設備、建設資材および生産資材に対する関税免除

16.1 **生産設備および建設資材控除—国内 QIP** : 投資法第 14.5 条に従い、国内 QIP が輸入した生産設備および建設資材は、関税を免除される。QIP が自ら製造した製品の一部を直接輸出することができる場合、または輸出産業に対してこれらを供給した場合は、輸入の時点で課税され、直接もしくは間接に、後に輸出された商品生産に用いられた生産資材の数量に応じて四半期報告書の審査を経て、関税免除の対象になるものとする。

16.2 **生産設備、建設資材および生産資材に対する関税免除—輸出 QIP** : 投資法第 14.6 条に従

い、輸出 QIP により輸入された生産設備、建設資材および生産資材は、関税を免除される。ただし、保税倉庫機能に基づき運営する輸出 QIP については、関税免除は、かかる機能について適用される現行の関税法および規則に従うものとする。輸出されていない加工済み生産資材は、関税および四半期報告書の審査後の輸入の時点で適用される税金の支払対象となるものとする。

16.3 **生産設備、建設資材および生産資材に対する関税免除－裾野産業 QIP**：投資法第 14.7 条に従い、裾野産業 QIP が輸入する生産設備、建設資材および生産資材は、関税を免除される。ただし、裾野産業 QIP が製造した製品の 100%を輸出産業に供給せず、または直接その製品を輸出した場合、QIP は、四半期報告書の審査後に輸出産業向けに供給されなかった生産資材、または直接輸出された生産資材の数量に応じて、関税および税金を支払うものとする。

16.4 **関税免除手続**：評議会は、以下の通り行わなければならない。

(a) 各投資目的により QIP が行った生産設備、建設資材および生産資材の輸入および使用についての優遇措置の付与を検討するために、評議会および経済財務省のメンバーより構成される相互組織を設立する。

(b) QIP が関税免除の資格を得るための手続の詳細な指針を作成する。

16.5 **生産設備、建設資材および生産資材の譲渡または販売**：輸入に際し関税が免除される生産設備、建設資材または生産資材が QIP の目的に関係のない方法で販売または使用された場合、投資家は、直ちに以下を行うものとする。

(a) 譲渡または販売が評議会からの事前の認可をもって行われた場合、現行の関税法および規則に基づいて計算される額の関税を 28 営業日以内に支払う。

(b) 譲渡または販売が評議会からの事前の認可なしに行われた場合、現行の関税法および規則に基づいて計算される額の関税、税金および罰金を 28 営業日以内に支払う。

(c) 本第 16.5 条(a)および(b)が定める関税、税金および罰金の支払いの不作為または遅延があった場合、他の関税に関する罰金の支払いと共に、輸入許可の一時停止処分の対象になるものとし、また投資法に基づき提出された関税免除申請の調査の対象になるものとする。

- 16.6 生産設備または建設資材および生産資材の他の投資家への譲渡または販売：投資家またはその代表者は、評議会に対し、関税免除で輸入された生産設備、建設資材または生産資材を QIP で使用するために他の投資家に譲渡または販売するに際し、その承認申請を行うことができる。

## 第 6 章 報告義務およびコンプライアンス証明書

### 第 17 条：報告義務

- 17.1 課税報告義務：税法新第 104 条が定めるように、QIP は、その最終投資登録証明書の発行日より、月次および年次税務申告書を提出するものとし、また、課税年度のコンプライアンス証明書と併せ、各税務規則により課される税の一切を国税局に支払うものとする。
- 17.2 関税免除報告義務：QIP が輸入する生産設備および建設資材はすべて、あらゆる通関手続の対象となる。輸入から 30 営業日以内に、QIP は、評議会および国税局に対し、通関手続書類（政府指定機関が発行したかかる商品の評価書類を含む）の認証謄本を提出しなければならない。

### 第 18 条：コンプライアンス証明書

- 18.1 コンプライアンス証明書：各課税年度において、QIP は、コンプライアンス証明書の発行を受けない限り、投資優遇措置の請求権および受領権を有しない。
- 18.2 自動発行：第 18.4 項および第 18.5 項に基づく評議会の取消しにより、評議会は、各会計年度末より 90 営業日以内に QIP に対しコンプライアンス証明書を発行するものとする。
- 18.3 発行の不履行：評議会が第 18.2 項に従いコンプライアンス証明書の発行をしなかった場合、かかるコンプライアンス証明書は、発行されたとみなされる。ただし、第 18.4 項および第 18.5 項の取消しの対象となる。
- 18.4 審査権：評議会は、コンプライアンス証明書を有する QIP につき、QIP が第 18.6 項が定める情報をすべて提供したか否かを判断するため、審査を行うことができる。

- 18.5 **投資優遇措置の受給資格の喪失**：評議会は、第 18.4 項に基づく審査の結果、QIP が本条に定める情報すべてを提供していないとの合理的な判断に至った場合、かかる QIP のコンプライアンス証明書を取り消すことができる。QIP は、コンプライアンス証明書の取消しの日よりすべての投資優遇措置を受ける権利を喪失する。
- 18.6 **提供すべき情報**：QIP を実施する各投資家は、評議会に以下のものを提供しなければならない。
- (a) 翌年 3 月 31 日までの貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書および備考より成る年次財務諸表
  - (b) 投資家につき以下を証明する国税局の納税証明書
    - (i) 月次の納税申告書に従い、適時に提出したこと。ただし、当該年のかかる納税申告が税法により定められている場合を除く。
    - (ii) 監査課税期間中について国税局が決定したすべての税、課徴金、利息および追加料金を支払ったこと。
  - (c) 生産のための生産設備および生産資材の有効な輸入に関する四半期報告書、QIP の完成品の有効な輸出に関する四半期報告書、ならびに不動産の年次在庫表
  - (d) **CIB 01S** フォームの投資情報シート

## 第 7 章 所有権者および土地使用

### 第 19 条：所有権者

- 19.1 **所有権者**：投資活動を行うための土地所有権は、現行法に従い、カンボジアの自然人または法人に付与される。
- 19.2 **所有権の登録**：土地所有権を登録するには、投資家は、当該不動産が所在する地域の地籍局（Cadastral Office）への登録に要する、あらゆる形式の書類に記入するものとする。
- 19.3 **所有権**：カンボジア王国憲法に基づき、外国の自然人または法人は、カンボジア王国に土地を所有することはできない。



## 第 20 条：土地の使用

- 20.1 **カンボジア法人**：所有権に加え、カンボジア人投資家は、あらゆる形態（営業権、賃貸借、譲渡および担保権の設定等）で、土地を使用する権利を有する。
- 20.2 **外国法人**：外国法人は、あらゆる形態（営業権、15 年以上の長期賃貸借、更新可能な短期賃貸借等）で、土地を使用することができる。土地使用权には、契約書が定める期間における建物、賃借人が行った加工または改修に対する権利が含まれる。ただし、かかる使用は現行法に従うものとする。
- 20.3 **国有地の賃貸借**：国家から土地を賃借している自然人または法人は、国有財産の管理に関する規則に従うものとする。
- 20.4 **転貸**：国家より土地を賃借している自然人または法人は、かかる土地を第三者に転貸することができる。ただし、かかる自然人または法人が所轄官庁の事前の明示の承認または認可を取得している場合に限るものとする。

## 第 8 章 労働力

### 第 21 条：労働力の使用

評議会は、投資家に随伴する外国人配偶者のために、移民法および移民規則に従い、査証、滞在権および適切な旅行許可を取得することができるよう、投資家に助言および支援を行う義務を有する。

投資家が、カンボジア国民に適任者がおらず、外国人職員、経営専門家、技術職員、熟練労働者を採用する場合、評議会は、投資家が現行の労働法、移民法および関連規則に従い、作業の必要に応じて、外国人従業員を採用する権利を取得できるよう支援するものとする。

## 第9章 罰則

### 第22条：罰則

投資家が本政令または投資法が定める義務を履行しなかった場合、投資家は、本政令第8.1条、第12条、第18.5条、または履行義務の不作为または不履行に関して定めるその他の法の罰則の対象となる。

## 第10章 経過規定

### 第23条：投資法改正前に承認された投資プロジェクトのQIP認定

23.1 1994年8月5日付王国法第03/NS/94号により公布されたカンボジア王国投資法に基づき承認された投資プロジェクトで、その活動が本政令の施行日前に行われていたものは、投資家がQIPの認定申請を書面により評議会に提出し、かつ投資法および本政令に定める義務の一切を満たした場合は、QIPとして認定される。

評議会は、投資家に対し、3営業日以内に上記の投資プロジェクトをQIPとする認定証を発行するものとする。

承認されたものの、期間中に何らの投資活動も行わず、または何らの投資活動も開始しなかったが、後に、評議会に対して延期または終了の通知を行わずに活動を延期した投資プロジェクトについては、当該投資プロジェクトは、再開前にQIPの資格を取得するための追加の書類が必要になる。

23.2 投資法の改正が採択される前に承認された投資プロジェクトに対する奨励金

投資法の改正が採択される前に承認され、かつカンボジア王国投資法の改正の公布前に9%の利益税の対象となるQIPとして認定された投資プロジェクトは、カンボジア王国投資法の改正および本政令の公布後の会計年度から5年以下の経過期間中、かかる9%の利益税の対象になる。ただし、投資家が本政令第6章に規定する義務の一切を満たした場合に限る。

投資法の改正が採択される前に承認され、かつ評議会によりQIPとして認定を受け、書面により投資優遇措置の支給が通知された投資プロジェクトであっても、生産設備、建設資材および生産資材の輸入について利益税および関税の免除という形で、優遇措置を受ける

資格を有する。ただし、投資家が本政令第 6 章に規定する義務の一切を満たした場合に限る。

## 第 11 章 最終規定

### 第 24 条 : 廃止

カンボジア投資法の施行に関する 1997 年 12 月 29 日付政令第 88/ANK/BK 号、カンボジア投資法の施行に関する政令の改正に関する 1999 年 6 月 11 日付改正政令第 53/ANK/BK 号、1999 年 6 月 11 日付政令 53/ANK/BK 号の改正に関する 2001 年 12 月 26 日付政令第 130/ANK/BK 号、およびその他本政令に反する規定は、これを廃止する。

### 第 25 条 :

閣僚評議会担当大臣、経済財務大臣、カンボジア開発評議会、すべての省の各大臣、すべての機関の長、および各州知事および特別市知事は、その署名の日より、各々の責務に従い、本政令を有効に施行する。

プノンペン、2005 年 9 月 27 日  
首相

フン・セン (HUN SEN)

写し送付先 :

- 王宮省 (Ministry of Royal Palace)
- 憲法評議会事務局 (General Secretariat of Constitutional Council)
- 上院事務局 (General Secretariat of the Senate)
- 国民議会事務局 (General Secretariat of the National Assembly)
- サムデク (Samdech) 首相内閣
- 王国政府事務局 (General Secretariat of the Royal Government)
- 第 25 条に定義した者
- 公文書保管所および記録所

## 付属 1

カンボジア王国投資法改正法の施行に関する 2005 年 9 月 27 日付政令第 111 ANK/BK 号の付属

### 不適格リスト（第 6.1 条）

#### 第 1 条：関連法および政令が禁じる投資活動

1. 向精神薬および麻薬物質の生産・加工
2. 国際規則または世界保健機構により禁じられた有害性化学物質、農薬・農業用殺虫剤、および化学物質を使用したその他の商品で、公衆衛生および環境に影響を及ぼすものの製造
3. 外国から輸入した廃棄物を使用した電力の加工および発電
4. 森林法により禁じられる森林開発事業
5. 法により禁じられる投資活動（のちに削除された）

#### 第 2 条：優遇措置の対象とならない投資活動

1. 各種の商業的活動、輸入、輸出、卸売り、小売（関税非課税店舗を含む）
2. 水路、道路、航空機による輸送サービス。ただし、鉄道分野への投資を除く。
3. 国際標準ホテル以外にあるレストラン、カラオケ店、バー、ナイトクラブまたはマッサージパーラーまたはフィットネスクラブ。ただし、これらが国際標準ホテルにある場合であっても、投資家が業務を行うために非 QIP である第三者に対しかかる場所を賃貸した場合、当該投資家は、投資法改正法に基づき投資家に付与される利益税免除の対象とはならない。
4. 観光サービス提供者、旅行代理店、観光情報および観光広告
5. 各種カジノおよび賭博事業およびサービス
6. 通貨および財務業務およびサービス（銀行、金融機関、保険会社および各種金融仲介業を含む）
7. 新聞およびメディアに関する活動（ラジオ、テレビ、報道、雑誌、映画、ビデオ製造もしくは複製、劇場、スタジオおよび関連活動を含む）
8. 専門サービス
9. 種の多様性、人の健康および環境に危険を及ぼす遺伝子組換え生物（Living Modified Organisms: LMOs）
10. 原材料として国内の供給が法的に認められた自然林の木材を使用した木製品の製造および加工
11. タバコ製品の製造
12. 投下資本が 500,000（五十万）米ドル未満である食品および飲料の製造
13. 投下資本が 500,000（五十万）米ドル未満である繊維工業用製品の製造
14. 投下資本が 500,000（五十万）米ドル未満である衣料品、織物、履物、帽の製造

15. 投下資本が 500,000（五十万）米ドル未満である、天然木を使用していない家具および備品の製造
16. 投下資本が 500,000（五十万）米ドル未満である紙および紙製品の製造
17. 投下資本が 1,000,000（百万）米ドル未満である化学薬品、セメント、農業用肥料、化学石油製品の製造
18. 投下資本が 500,000（五十万）米ドル未満であるゴム製品およびプラスチック製品の製造
19. 投下資本が 300,000（三十万）米ドル未満である皮革製品その他の関連製品の製造
20. 投下資本が 300,000（三十万）米ドル未満である各種金属製品の製造
21. 投下資本が 300,000（三十万）米ドル未満である電気製品、家電製品ならびに事務製品の製造
22. 投下資本が 300,000（三十万）米ドル未満である玩具およびスポーツ用品の製造
23. 投下資本が 300,000（三十万）米ドル未満である自動車、部品および付属品の製造
24. 投下資本が 500,000（五十万）米ドル未満である清浄水の供給
25. 投下資本が 100,000（十万）米ドル未満である裾野産業で、その全製品（100%）が輸出産業に供給されているもの
26. 投下資本が 8,000,000（八百万）米ドル未満である国際貿易博覧会センターおよび会議場
27. 投下資本が 2,000,000（二百万）米ドル未満、規模が 10,000（一万）平方メートル未満で、十分な駐車場スペースのない現代的市場または商業センターの建設
28. 投下資本が 200,000（二十万）米ドル未満である動物飼料の製造
29. 投下資本が 300,000（三十万）米ドル未満であるセラミック製品の製造
30. 投下資本が 4,000,000（四百万）米ドル未満である、産業、農業、観光、インフラ、環境、工業技術、科学その他のサービスに有用な技能開発、技術もしくはポリテクノロジーのための訓練を提供する訓練・教育機関
31. グレードが三ツ星を下回るホテル
32. 100 室未満の客室のホテルまたは 30 室未満の宿および観光者向け地所（リゾート）を有する複合観光センターで、最小長が 10（十）ヘクタール未満のもの。
33. 投下資本が 1,000,000（百万）米ドル未満で、土地の規模が 1,000（千）ヘクタール未満の自然観光事業および自然観光事業地の建設
34. 50（五十）ヘクタール未満の複合リゾート（ホテル、テーマパーク、スポーツ施設、動物園を含む）
35. 駐車場
36. 倉庫設備
37. 投下資本が 1,000,000（百万）米ドル未満である、50（五十）床未満で、近代的設備、研究室、外科手術室、X線室、救急救命室、薬局、エレベーター（3階建てまでの）がなく、救急車、死体安置所のない総合診療所
38. 投下資本が 1,000,000（百万）米ドル未満である近代的医薬品の製造
39. 投下資本が 500,000（五十万）米ドル未満である伝統的医薬品の製造
40. 農業生産：

- 40.1 1,000（千）ヘクタール未満の水田農業
- 40.2 500（五百）ヘクタール未満の各種換金作物
- 40.3 50（五十）ヘクタール未満の野菜
- 41. 家畜生産：
  - 41.1 1,000（千）頭未満の家畜飼育
  - 41.2 100（百）頭未満の乳牛の酪農場
  - 41.3 10,000（一万）羽未満の養鶏場
- 42. 水産：
  - 42.1 5（五）ヘクタール未満の淡水養殖場
  - 42.2 10（十）ヘクタール未満の海水養殖場
- 43. 植林、植樹および野生動物農場：
  - 43.1 1,000（千）ヘクタール未満の植林
  - 43.2 200（二百）ヘクタール未満の植樹
  - 43.3 100（百）頭未満の野生哺乳類飼育
  - 43.4 500（五百）羽未満の野鳥飼育
  - 43.5 1,000（千）匹未満の野生爬虫類飼育

農林水産省は、上記第 43 項の各分類の定義を定めるものとする。
- 44. 輸出水産物および穀物ならびに作物製品の冷凍および加工：
  - 44.1 投下資本が 500,000（五十万）米ドル未満である輸出水産物の冷凍および加工
  - 44.2 投下資本が 500,000（五十万）米ドル未満である輸出用の各種穀物および作物製品の加工
- 45. あらゆる電気通信サービスについての付加価値サービスの提供
- 46. 不動産開発

**第 3 条：関税免除の対象であるが、利益税免除の対象ではない特定の投資活動**

- 1. 電気通信基本サービス
- 2. ガソリン、石油およびあらゆる種類の鉱業（ガソリンおよび石油事業のための補給基地を含む）の探査

## 付属 2

カンボジア王国投資法改正法の施行に関する 2005 年 9 月 27 日付政令第 111 ANK/BK 号の付属

### カンボジア王国における投資案の申請 (第 5.2 条)

#### I. 当該人の詳細:

##### a 一般情報

- 当該人の名称 (自然人または法人) .....
  
- 住所 - 当該人の事務所所在地: .....  
    電話番号: ..... Fax: .....  
    電子メール: .....
  
- 親会社の名称: .....  
    住所: .....  
    電話番号: ..... Fax: .....  
    ウェブサイト: ..... 電子メール: .....
  
- 会社種類 (ボックス  にチェックマーク  を付けてください)  
     企業(Corporation)  パートナースhip  外国営利会社(Foreign Commercial Company)  
    注記: 企業には次が含まれる: 非公開有限責任会社 (Private limited Company)、公開有限責任会社 (Public limited Company) および単独出資による非公開有限責任会社 (Single Member Private Limited)
  
- 登記出資金: ..... 内、外国.....%、国内..... %
  
- 銀行に預金残高証明書の明細 25%.....

b. 当該人の構成

株主

姓および名	国籍	身分証明書または旅券の番号および日付	住所	株式保有率
1.....				
2.....				
3.....				
4.....				

取締役員の構成（第三者を含む）

姓および名	国籍	身分証明書または旅券の番号および日付	住所	会社における職位	文書への署名権者
1.....					
2.....					
3.....					
4.....					

**II. 投資申請書：**

**a. 一般情報**

- 投資活動： .....

- 投資区分：（ボックス□にチェック✓を入れてください）

- |                                |                               |                                |                             |
|--------------------------------|-------------------------------|--------------------------------|-----------------------------|
| <input type="checkbox"/> 農業農産業 | <input type="checkbox"/> 土木工事 | <input type="checkbox"/> エネルギー | <input type="checkbox"/> 財務 |
| <input type="checkbox"/> 産業    | <input type="checkbox"/> 鉱業   | <input type="checkbox"/> 観光産業  | <input type="checkbox"/> 輸送 |
| <input type="checkbox"/> 上水    | <input type="checkbox"/> 工業地区 | <input type="checkbox"/> その他   |                             |



- 申請者:  
 氏名 .....住所.....  
 会社における職位 .....電話番号 : ..... Fax : .....  
 承認書 (会社内での職位のない場合) : 番号 : ..... 日付 : .....
  
- 総資本投資(Total Capital Investment):.....。 内、以下についての資本 :  
 建設・敷地造成..... m<sup>2</sup> 価格 : ..... 米ドル  
 既存の建設  新規建物   
 生産設備 (機械類、製造設備その他の材料) の価格 : ..... 米ドル (付属に  
 記載する添付表を添える)  
 事務設備の価格 (米ドル) : .....  
 その他価格 (米ドル) : .....
  
- 土地 (面積 m<sup>2</sup>) : ..... 価格..... 米ドル
  
- 資本投資源 : 自己資本 : ..... 長期銀行借入金 : .....  
 短期銀行借入金 : .....
  
- 投資の所在地 : 土地区画番号 : ..... 通り ..... 村  
 自治体 / Sangkat ..... 地区 : .....  
 州 / 町 : ..... 面積 : ..... m<sup>2</sup>
  
- プロジェクト実施計画 :  
 建設開始 ..... 予定完了日 .....  
 機器設置時期 ..... 製造開始.....

- 製品情報：

製品種類	単位	年間製造能力				市場	
		初年度		最大能力		国内 (%)	輸出 (%)
		数量	価格	数量	価格		

- 労働力要件

労働の種類	開始時期		最大能力	
	現地人	外国人	現地人	外国人
- 管理職				
- エンジニア				
- 技術者				
- 顧問				
- 事務職員				
- 熟練労働者				
- 非熟練労働者				
合計				

- 年間必要生産資材（原材料）：付属に添付の書式に記入のこと

- 必要エネルギーおよび水：

年間の石炭または薪： .....m<sup>3</sup>/年、ガソリン： ..... トン/年

石油： ..... トン/リットル/年

電気（組立電力）： .....メガワット、年間必要量..... キロワット時

使用水量： .....m<sup>3</sup>/年

- b. 選択：**
- 利益税の免除および投資保証
  - 特別償却および投資保証
  - 投資保証（優遇措置を求めないもの）

（投資家は、上記3つの選択肢より1つのみ選択可能）

**c. 環境に関する情報：**

原材料および完成品の投資地域へのまたは投資地域からの輸送方法：

.....

.....

.....

推定量：

液体廃棄物： ..... m<sup>3</sup>/月      固形廃棄物： ..... m<sup>3</sup>またはトン/月

排出ガス： ..... /日

評価濃度一覧：

廃物投棄処理

- pH： .....
- アンモニア (NH<sub>3</sub>) .....
- 硝酸性窒素 .....
- 重金属 .....
- フェノール (C<sub>6</sub>H<sub>5</sub>OH) .....
- 油脂 .....
- 濁度 .....
- 伝導率 .....
- 水に溶けている硬質物質の総数 .....
- 水に沈積している硬質物質の総数 .....

大気中の気体分子の揮発

- 一酸化炭素 .....
- 二酸化窒素 .....
- 硫黄酸化物 .....
- オゾン .....
- 鉛 .....

固形廃棄物および液体廃棄物の処分地区、またガス排出地区として用いられる場所

.....  
.....  
.....  
.....

増加する騒音および振動の発生源

.....  
.....  
.....  
.....

従業員、作業者の居住環境

- 上水の供給： .....
- 健康、安全： .....
- 衛生： .....
- 固形廃棄物の管理： .....

**d- 税務情報**

付属に添付の書式に記入のこと。

**e- 基本定款および付属定款に関する情報**

ここに、会社の定款、株主の写真、旅券の写しまたは身分証明書を添付する。

**III. 保証：当該プロジェクトの所有者として、私は、以下の通り保証する。**

当該プロジェクトは、カンボジア王国の投資法改正法の施行に関する政令 111 の付属 I 第 1 条に記載する不適格リストに含まれない。

上情報は正確であり、かつ偽りはありません。

作成日： .....年.....月.....日

署名

**付属 2-1**

カンボジア王国投資法改正法の施行に関する  
2005年9月27日付政令第111 ANK/BK号の付属

必要とする生産設備一覧

投資プロジェクト ..... 向け

番号	品目一覧	単位	数量	単価 (USD)	総額 (USD)	原産地	
						国内	輸入
	1	2	3	4	5	6	7
	合計						

**付属 2-2**

カンボジア王国投資法改正法の施行に関する  
2005年9月27日付政令第111 ANK/BK号の付属

必要とする生産資材一覧

投資プロジェクト ..... 向け

番号	品目一覧	単位	単価 (USD)	年間必要数				その他
				国内		輸入		
				数量	総額 (USD)	数量	総額 (USD)	
	<b>1</b>	<b>2</b>	<b>3</b>	<b>4</b>	<b>5</b>	<b>6</b>	<b>7</b>	<b>8</b>
	合計							

### 付属 3

カンボジア王国投資法改正法の施行に関する  
2005年9月27日付政令第111 ANK/BKの付属  
(第6.3条)

『条件付投資登録』は、投資法およびカンボジア王国投資法改正法の施行に関する政令によるものである。

本投資家の名称.....

本投資家の住所.....

適格投資プロジェクトの詳細.....

本投資家のカンボジアにおける代表者の名称、住所および連絡先.....

QIP を合法的に実施するために必要な承認、認可、通関手続、免許、許可または登録、および申請者が各省庁等の基準を満たした場合にそれらの発行を担当する王国政府の省庁、局、当局または機関

承認等

大臣

基準

(挿入)

投資家がカンボジア王国投資法改正法の施行に関する本政令第5.5条に基づき行った選択



投資家がカンボジア王国投資法改正法の施行に関する本政令第 5.7 条に基づき行った選択

.....

カンボジア王国の投資法改正法第 14.1 条に基づく利益税免税期間を含め、最終投資登録証明書が発行された場合に QIP に適用される投資優遇措置および保証

.....

QIP を実施する本投資家の基本定款および付属定款

.....

.....

カンボジア王国  
国民、信仰、国王 (Nation Religion King)

カンボジア王国政府  
第 147 ANK.BK 号

カンボジア開発評議会(CDC)  
の組織および機能に関する政令

以下を確認し、

- カンボジア王国憲法
- カンボジア王国政府の設立に関する 2004 年 7 月 15 日付勅令第 NS/RKT/0704/124 号
- 閣僚評議会の組織および機能に関する法を公布する 1994 年 7 月 20 日付王国法第 02/NS/94 号
- カンボジア王国投資法を公布する 1994 年 8 月 5 日付王国法第 03/NS/94 号、およびカンボジア王国投資法改正法を公布する 2003 年 3 月 24 日付王国法第 NS/RKM/0303/009 号
  
- カンボジア開発評議会の必要に応じて、

以下のとおり決定する

第 1 章  
カンボジア開発評議会の組織

第 1 条 カンボジア開発評議会（「CDC」）の構成は以下のとおりである

1 -	王国政府首相、Samdech Hun Sen	共同議長
2 -	王国政府、特別顧問、Samdech Krom Preah Norodom Ranariddh	共同議長
3 -	経済財務大臣、上級大臣、H.E. Keat Chhon	第一副議長
4 -	商業大臣、上級大臣、H.E. Cham Prasidh	副議長
5 -	大臣の地位を有する経済財務省第一書記、H.E. Kong Vibol	副議長
6 -	閣僚評議会担当大臣 またはその代理人	委員
7 -	王宮省またはその代理人	委員
8 -	内務共同大臣 またはその代理人	委員
9 -	国防共同大臣またはその代理人	委員
10 -	外務国際協力大臣またはその代理人	委員
11 -	教育青年スポーツ大臣またはその代理人	委員

12 - 情報大臣またはその代理人	委員
13 - 地方開発大臣またはその代理人	委員
14 - 厚生大臣 またはその代理人	委員
15 - 文化芸術大臣またはその代理人	委員
16 - 法務大臣またはその代理人	委員
17 - 水資源気象大臣またはその代理人	委員
18 - 郵政電気通信大臣またはその代理人	委員
19 - 労働職業訓練大臣 またはその代理人	委員
20 - 女性問題大臣またはその代理人	委員
21 - 社会問題退役軍人青年厚生大臣またはその代理人	委員
22 - 鉱工業エネルギー大臣またはその代理人	委員
23 - 計画大臣またはその代理人	委員
24 - 農林水産大臣またはその代理人	委員
25 - 環境大臣またはその代理人	委員
26 - 公共事業・運輸大臣 またはその代理人	委員
27 - 観光大臣またはその代理人	委員
28 - 国土整備・都市化・建設大臣またはその代理人	委員
29 - 国会関係・監査大臣またはその代理人	委員
30 - 宗教省またはその代理人	委員
31 - 国立銀行総裁またはその代理人	委員
32 - 公共事業局長官またはその代理人	委員
33 - 民間航空局長官またはその代理人	委員
34 - カンボジア王国軍最高司令官またはその代理人	委員
35 - 国家警察警視総監またはその代理人	委員
36 - 国家軍事警察長官またはその代理人	委員
37 - カンボジア開発評議会事務局長	委員
38 - カンボジア復興開発委員会事務局長	委員
39 - カンボジア投資委員会事務局長	委員
40 - カンボジア特別経済区委員会事務局長	委員
41 - カンボジア国家石油公社理事長	委員
42 - 州・特別市知事またはその代理人	委員
43 - プノンペン商工会議所議長またはその代理人	委員

**第2条** カンボジア開発評議会の組織構成は以下のとおり。

1. 事務局長の直接監督下にあるカンボジア復興開発委員会「CRDB」
2. 事務局長の直接監督下にあるカンボジア投資委員会「CIB」

3. 事務局長の直接監督下にあるカンボジア特別経済区委員会「CSEZB」
4. CDC 事務局長の直接監督下にある「CDC」の事務総局

**第3条** CDC、CRDB、CIB、およびCSEZBの事務局長は、それらの職務の履行において、副事務局長からそれぞれ支援を受ける。各副事務局長は、CDC執行委員会の承認後、それぞれの事務局長の代理としてそれらの職務を遂行する。事務局長は、その職務の履行において、各々副事務局長と定期的に協議する。

**第4条** CRDBの組織構成は以下を担当する部門からなる。

1. 広報および援助調整
2. 文書および情報
3. アジアおよびオセアニアの諸国との二国間援助の管理
4. 欧州、欧州連合諸国、および米国との二国間援助の管理
5. 多国間援助の管理（アジア開発銀行、世界銀行、国際通貨基金等を含む）
6. 国連開発計画およびその他の国連機関からの援助の管理
7. NGOの調整および関係
8. プロジェクト評価
9. 事務管理

**第5条** CIBの組織構成は、以下を担当する部門からなる。

1. 広報および民間投資の促進
2. 投資プロジェクトの評価および優遇措置
3. 環境への影響の評価
4. 省庁間の調整
5. 民間投資戦略の分析
6. 法律問題および投資法
7. 投資プロジェクトの監視
8. 事務管理

**第6条** CSEZBの組織構成は、以下を担当する部門からなる。

1. 方針および立案
2. 運営および管理
3. プロジェクトの分析および登録
4. 事務管理

**第7条** 事務総局(General Secretariat)は、4つの支援部門からなる

1. 法律問題および紛争解決
2. 財務および経営管理
3. 人事管理
4. 戦略的計画立案

**第8条** それぞれの部門および支援部門は、Department と同等の位置づけであり、1人以上の deputy-chief の支援を受けて、部門または支援部門の chief が監督する。

**第9条** CDC の日常の運営は、以下のメンバーで構成される執行委員会が主導する。

1. CDC の共同議長
2. CDC の副議長
3. CDC の事務局長
4. CRDB の事務局長
5. CIB の事務局長
6. CSEZB の事務局長

## 第2章 CDC の役割および責任

**第10条** CDC は、王国政府の執行機関(Executing Agency)であり、以下の責任を負う。

1. 再建および開発、公的および民間投資、ならびに特別経済区の設定および管理を担当する、王国政府の「最高機関 (Etat-Major)」および「ワンストップ・サービス」となる
2. 関連機関と協力してカンボジアの開発構想および戦略の作成を指揮する
3. 他の諸国、二国間・多国間の組織、および NGO と協同し、カンボジアの再建・開発国家プログラムの経済的戦略構想および優先度をそれらに意識させ、国家の必要性および優先度により外部援助の受入れおよび割当てを効果的に調整する
4. 省庁・その他の政府機関と援助国・国際援助機関との間の業務、ならびに省庁・その他の政府機関と投資家との間の業務を促進し、調整する
5. カンボジアの開発において公的資金および民間資金の活用を指導する
6. 援助者および投資家のための行政上の手続きを容易にし、効率的にする
7. 再建および開発、公的投資および民間投資、ならびに特別経済区の設定および管理についてのあらゆる事項に関する見直しおよび決定をする

**第 11 条** CDC は、以下のいずれかの投資プロジェクトにつき、閣僚評議会(Council of Ministers)に提出してその承認を求める。

1. 5,000 万米ドル以上の投資資本を有する
2. 政治的に慎重な対応が求められる問題に絡む
3. 鉱物および天然資源の探査および開拓に係る
4. 環境に悪影響がある可能性がある
5. 長期戦略である
6. インフラの営業権(Concession)に係る

**第 12 条** CDC は、その行為につき閣僚評議会に対し責任を負う。

**第 13 条** 再建および開発に関連し、CDC は以下の役割および責任を有する。

1. 王国政府とカンボジアに対する援助諸国、国際機関、および NGO との連絡において中心的かつ「ワンストップ・サービス」の役割を担う。ならびに援助の受領または分配の調整において各省庁とその他政府機関との間の中心的かつ「ワンストップ・サービス」の役割を担う
2. 開発活動において王国政府の所有権および指導力を強化するため、ならびに援助共同体との連携を強化するため、開発協力の管理に関する戦略を策定し、実施する
3. 国家開発戦略プログラムおよび分野別開発プログラムに定める優先順位で実施するため、外国の援助を動員し、割当てる
4. 開発パートナーによる開発プロジェクトおよびプログラムの実施の調和を図り、外国の援助の実効性を高める
5. 方針の協議、策定機関である政府・援助調整委員会に技術支援を行い、共同技術作業部会の仕組みを拡大するため様々な支援を行う
6. カンボジアの再建および開発の戦略的構想の作成、ならびに即時、短期、中期、および長期の国のニーズの優先度の設定の際、関係省庁および機関と協力し、行動のローリングプランを作成する。これらの行動計画は、相互関係および一貫性がなければならない。
7. カンボジアを発展させるための社会経済学上および分野別計画の作成に参加する
8. 関係省庁および機関と協力して公的投資を管理する。このプロセスは主に、カンボジアの再建および開発を目的とした、天然資源および外部援助の割当ておよび活用についての調整と指揮に関連する
9. 首相からの権限委譲により、王国政府を代理して、二国間または多国間の援助団体や国際機関との契約に署名し、援助を割当てる
10. 関係省庁および機関と協力して、「カンボジア支援国(Consultative Group)会合」などカンボジア再建のための国際会議の準備作業を主導する

11. 王国政府に対し、半年ごとの報告書および年次報告書を作成、提出し、再建および開発業務の再検討および是正措置を求める

**第 14 条** 公的投資の管理における、CDC と関係省庁および機関との関係は以下のとおり。

1. CDC は、戦略的構想の枠組みおよび公的方針の設定のため、ならびに公的投資プログラムおよび中期および 1 年のプロジェクトの優先順位の設定のための、調整団体となる
2. 外務国際協力省は、公式の外交窓口となる
3. 計画省は、関係省庁および機関と協力して、5 年計画および公的投資プログラムを作成する
4. 経済財務省は、年次公的投資プログラムの実施のための中期マクロ経済的枠組みおよび予算を作成し、資金の割当てを管理する
5. 系列の省庁は、計画省および CDC と密接に協力して、分野別の公的投資プロジェクトおよびプログラムを作成し、各省に関連するプロジェクトおよびプログラムの実施につきそれぞれ責任を負う

**第 15 条** 省庁および機関は、公的投資について「ワンストップ・サービス」機関を通じた調整により、各職務を引受け、遂行する。

**第 16 条** 閣僚評議会、省庁、および機関は、「ワンストップ・サービス」機関を通じた調整により、各所轄のプログラムまたはプロジェクトの実施を監視する。

**第 17 条** 民間投資に関連する、CDC の役割および責任は以下のとおりである。

1. カンボジア王国投資法改正法第 3 条に定める投資に関する事項の調査および承認において、「ワンストップ・サービス」機関および王国政府の「最高機関」の役割を担う
2. 国際市場におけるカンボジアの「競争上の優位性」を研究し、カンボジアに対する民間投資の展望を設定し、カンボジアを「カンボジア株式会社」にする。民間投資戦略作成において関係省庁および機関と協力し、民間投資プロジェクトを立ち上げる
3. 王国政府が策定した民間投資プロジェクトを推進し、CDC の内部規則に定める手順に従い、当該プロジェクトについて投資家に通知する
4. インフラ・コンセッション・プロジェクトの管理を調整する
5. 民間投資に関連する法令の作成および改正に着手し、王国政府に提言を行い、民間投資を促す好条件を作り出す
6. 国内および海外に配布するため、民間投資に関する書類および規則を作成する
7. 王国政府に対し、半年ごとの報告書および年次報告書を作成、提出し、民間投資についての再検討および是正措置に関する提言を求める

**第 18 条** 民間投資の管理における、CDC と関係省庁およびその他の政府機関との関係は、以下のとおり。

1. CDC は、石油、ガス、その他天然資源の探査および開拓など、民間投資プロジェクトの調査および承認において王国政府の「ワンストップ・サービス」機関となる。ただし、当該プロジェクトに優遇措置は適用されない。
2. 関係省庁および機関は、「ワンストップ・サービス」機関を通じて、民間投資プロジェクトの調査および承認について、意見を述べる。

**第 19 条** CDC および関係省庁または機関は、「ワンストップ・サービス」機関を通じた協力により、民間投資に関する職務に引受け、遂行する。

**第 20 条** 「CDC」は、閣僚評議会、計画省、経済財務省、商業省、およびその他関係省庁または機関と協力して、「ワンストップ・サービス」機関を通じた調整を図り、CDC が承認した民間投資プロジェクトの実施状況を監視する。

**第 21 条** 特別経済区(SEZ)に関連し、CDC は以下の役割および責任を有する。

1. 国家、公共・民間共同事業体、または民間企業のいずれかによる、カンボジアの特別経済区設定案の調査および承認において、「ワンストップ・サービス」機関および王国政府の「最高機関」の役割を担う
2. 関係省庁および機関と協力して、戦略的計画を分析および開発し、特別経済区の適切な設置場所を特定する。開発業者および投資家を誘致するため、特別経済区に関する展望を設定する。ならびに、カンボジアを未来の近代的事業センターにすることにより、この展望を実現する
3. 王国政府が策定した特別経済区投資プロジェクトを推進し、あらゆる効果的かつ高速メディアを通じて、当該プロジェクトを開発業者に通知する
4. 王国政府の優先事項である特別経済区の管理を開始し、調整する
5. 特別経済区 (SEZ) に関連する法令の作成および改正を開始し、これに関し王国政府に提言を行い、SEZ の発展および投資のための好条件を作り出す
6. 特別経済区の管理、優遇措置および投資保証の提供、要請への対応、ならびに調査を行う
7. 特別経済区に必要と認める役人を配置する
8. 半年ごとの報告書および年次報告書を作成、王国政府に提出し再検討を求め、特別経済区への投資を拡大するために必要な措置を講じる



**第 22 条** 特別経済区の管理において、CDC と関係省庁およびその他の政府機関との関係は、以下のとおり。

1. CDC は、特別経済区設定案の登録を調査、承認する際の、王国政府の「ワンストップ・サービス」機関となる
2. 関係省庁および機関は、「ワンストップ・サービス」機関を通じ、特別経済区設定プロジェクトの調査および承認において、意見を述べる
3. CDC は、関係省庁および機関と協力して各特別経済区に管理事務所(Administration Office)を設置し、特別経済区において、投資家に対する許可および承認が効率よく適時に行われるよう、管理事務所を指導する

### 第 3 章 CDC の機能

**第 23 条** CDC の共同議長の役割および責任は、以下のとおり。

1. CDC の全般的運営につき責任を負う
2. CDC 執行委員会の会議および CDC の総会で議長を務める
3. CDC 執行委員会の会議および CDC の総会において、討議を主導し、秩序を維持する
4. CDC 執行委員会の会議および CDC の総会の議事録に署名する
5. CDC 執行委員会の臨時会議および CDC の臨時総会を招集する
6. CDC の予算管理につき責任を負う

**第 24 条** 首相は、特別経済区の開発方針および戦略策定を主導し、これらの方針および戦略の実施状況を監視する。

**第 25 条** CDC の副議長の役割および責任は、以下のとおりである

**A - 第一副議長、H.E. Keat Chhon :**

1. CDC の共同議長が不在の場合に CDC の運営全般について責任を負う
2. 全般的な戦略開発方針に関し、提言および提案の作成を担当する
3. 特に公的投資事項の調整に焦点を当てた CRDB の運営、ならびに外国の援助の動員および調整を担当する
4. CDC の日常業務の管理および監督をする
5. 共同議長が不在の場合に、CDC 執行委員会の会議および CDC の総会で議長を務め、会議の議事録に署名する

6. CDC と王国政府の他の省庁および機関との間の調整を担当する
7. 援助国および国際機関との国際協力を担当する
8. CDC が開催する「ワンストップ・サービス」機関の会議で議長を務め、再建、開発、および投資関連事項につき、執行委員会へ提出して承認を求める前に、検討し、承認する
9. CDC の共同議長が委任したその他の職務を実行する。

**B - 副議長、H.E. Cham Prasidh :**

1. CDC の共同議長および第一副議長が不在の場合に、CDC の運営全般について責任を負う
2. 営業投資、産業投資、および民間投資の方針および戦略に関する提言および提案を作成し、当該方針および戦略の実施状況の管理および監視を担当する
3. ASEAN 協定に従い ASEAN の枠組み内で投資関連事項を担当する
4. CDC が開催する「ワンストップ・サービス」機関の会議で議長を務め、民間投資関連事項につき、検討し、承認する
5. 縫製工場、履物工場、裾野産業、ホテルなどの民間投資プロジェクト、および首相が承認するプロジェクト、および優遇措置を必要としないプロジェクトを調査し、承認する
6. CDC の共同議長が委任するその他の職務を遂行する

**C - 副議長、H.E. Kong Vibol :**

1. CDC の共同議長およびその他 2 名の副議長が不在の場合に、CDC の運営全般について責任を負う
2. CIB の日常業務を担当する
3. H.E. Cham Prasidh が不在または他の責務がある場合に、CDC が開催する「ワンストップ・サービス」機関の会議で議長を務め、民間投資関連事項を検討し、承認する
4. 他の 2 名の副議長と調整して、ASEAN 投資地域 (AIA) 関連事項を担当する
5. CDC の共同議長およびその他 2 名の副議長が不在の場合に、CDC の運営全般について責任を負う
6. CDC の共同議長が委任するその他の職務を遂行する

**第 26 条 CDC 事務局長 の役割および責任は、以下のとおり。**

1. CRDB、CIB、および CSEZB の運営の調整および監視、ならびに CDC 事務総局の運営管理を担当する
2. CDC の技術的「最高機関」として、特別経済区の営業投資、産業投資、民間投資、および開発に関連する方針および戦略の実施を管理、監視する
3. CDC 執行委員会の会議および CDC の総会の作業プログラム、議題、およびその他の必要書類を作成する

4. CDC 執行委員会の会議および CDC の総会の議事録を作成し、会議の議長の署名をもらう
5. CDC のプレスリリースを作成する
6. 再建および開発、民間投資、および特別経済区に関する半年ごとの報告書および年次報告書の作成を行い、王国政府へ提出する前に、それらを CDC が検討し承認できるようにする
7. 「ワンストップ・サービス」機関の会議に参加し、再建および開発、投資、および特別経済区に関する事項を検討し、承認する
8. CDC の共同議長または副議長が委任したその他の職務を遂行する
9. Government-Private Sector Forum の事務局長となる

**第 27 条** CRDB 事務局長の役割および責任は、以下のとおり。

1. CRDB の運営を管理する
2. 再建および開発に関する「ワンストップ・サービス」会議の議題および必要書類を作成する
3. CDC 執行委員会の会議および CDC の総会のための、再建および開発のあらゆる事項に関する必要書類の作成するにあたり、CDC 事務局長を支援する
4. 関係省庁および機関と協力して、公的投資プロジェクトおよびプログラムの実施状況を監視し、概略報告および提言をして CDC 執行委員会の検討および措置を求める
5. 再建および開発のあらゆる事項について、半年ごとの報告書および年次報告書を作成する際に、CDC 事務局長を支援し、当該報告書を最終的に王国政府に提出する前に、CDC が検討し、承認できるようにする
6. 「ワンストップ・サービス」会議に参加し、再建および開発関連事項を検討し、承認する
7. CDC の共同議長または副議長が委任した、再建および開発関連のその他の職務を遂行する

**第 28 条** CIB 事務局長の役割および責任は、以下のとおり。

1. CIB の運営を管理する
2. 民間投資に関する「ワンストップ・サービス」会議の議題および必要書類を作成する
3. CDC 執行委員会の会議および CDC の総会のための、民間投資のあらゆる事項に関する必要書類を作成する際に、CDC 事務局長を支援する
4. 関係省庁および機関と協力して、民間投資プロジェクトおよびプログラムの実施状況を監視し、概略報告および提言をし、CDC 執行委員会の検討および措置を求める
5. 民間投資のあらゆる事項に関し、半年ごとの報告書および年次報告書を作成するにあたり、CDC 事務局長を支援し、当該報告書を最終的に王国政府に提出する前に、CDC が検討し、承認できるようにする
6. 「ワンストップ・サービス」会議に参加し、民間投資関連事項を検討し、承認する
7. CDC の共同議長および副議長が委任した、民間投資関連のその他の職務を遂行する

**第 29 条** CSEZB 事務局長の役割および責任は、以下のとおり。

1. CSEZB の運営を管理する
2. 特別経済区に関する「ワンストップ・サービス」会議の議題および必要書類を作成する
3. CDC 執行委員会の会議および CDC の総会のための、特別経済区に関連する必要書類を作成するにあたり、CDC 事務局長を支援する
4. 関係省庁および機関と協力して、特別経済区のプロジェクトおよびプログラムの実施および開発状況を監視し、概略報告および提言をして CDC 執行委員会の検討および措置を求める
5. 特別経済区のあらゆる事項について、半年ごとの報告書および年次報告書を作成するにあたり、CDC 事務局長を支援し、当該報告書を最終的に王国政府に提出する前に、CDC が検討し承認できるようにする
6. 「ワンストップ・サービス」会議に参加し、特別経済区関連事項を検討し、承認する
7. CDC の共同議長または副議長が委任した、特別経済区関連のその他の職務を遂行する

**第 30 条** CDC のメンバーの役割および責任は、以下のとおり。

1. 再建および開発、民間投資、および特別経済区プロジェクトに関する構想の枠組みおよび方針の決定に関与する。投資プロジェクトおよびプログラム、ならびに公共部門と民間部門両方の特別経済区プロジェクトの優先順位の設定に関与する
2. CDC が承認した、投資方針およびプロジェクト、ならびに特別経済区プロジェクトの実施の再検討に関与する
3. 再建および開発、民間投資、特別経済区についてのあらゆる事項に関する半年ごとの報告書および年次報告書につき、王国政府に提出して再検討および承認を求める前に、検討し、承認する

**第 31 条** CDC 執行委員会の会議は、2 週間ごとに招集される。

**第 32 条** CDC の総会は、月に 1 回招集される。

**第 33 条** CDC 共同議長は、必要な場合、CDC 執行委員会の臨時会議または CDC の臨時総会を招集することができる。

**第 34 条** CDC 執行委員会会議および CDC 総会の機能は、CDC の内部規則で定める。

**第 35 条** 再建および開発、投資、ならびに特別経済区関連事項を検討し、承認するための、CDC の「ワンストップ・サービス」機関の実施は、以下のとおり。

## 1 - CRDB :

- a. 外務国際協力省、経済財務省、閣僚評議会、および計画省はそれぞれ、CRDB を支援するため、Chief of Department の地位を有する役員を指名する。当該役員には以下の資格を要する。
  - 自己の業務に精通している
  - 所属機関の長から権限を付与され、かつ特に報告および指示や提言を要請するなど、所属機関の長と密接なつながりがある
  - CRDB の活動に積極的にかかわっている
  - 外国語、特に英語で意思の疎通ができる
- b. 王国政府のその他の省庁および機関も、「ワンストップ・サービス」に参加する権限を代表者に委任する。ただし、当該省庁および機関の適性に鑑み、CRDB 事務局長が要請した場合の「臨時」の措置とする。
- c. CRDB の事務局長は、会議の 1 週間前に関係省庁および機関のすべての代表者に対し、「ワンストップ・サービス」会議で検討および承認を受けるべき書類すべてを提供し、関連機関の長が、その代表者を通じて当該書類を再検討し、意見を与えることができるようにする。
- d. CRDB の事務局長は、必要書類の作成後、そのプロジェクトまたはプログラムを「ワンストップ・サービス」会議の議題に載せ、検討および承認を求める。
- e. CRDB の事務局長は、「ワンストップ・サービス」会議の結果に関する書類および情報を作成し、CDC 執行委員会の検討および承認受けるため、CDC の事務局長に提出する。

## 2 - CIB :

- a. 経済財務省、閣僚評議会、商業省、計画省、鉱工業エネルギー省、およびその他の関連機関は、それぞれ CIB を支援するため、Chief of Department の地位を有する役員を指名する。当該役員には以下の資格を要する。
  - 自己の業務に精通している
  - 所属機関の長から権限を付与され、かつ特に報告および指示や提言を要請するなど、所属機関の長と密接なつながりがある
  - CIB の活動に積極的にかかわっている
  - 外国語、特に英語で意思の疎通ができる

- b. 王国政府のその他の省庁および機関も、「ワンストップ・サービス」に参加する権限を代表者に委任する。ただし、当該省庁および機関の適性に鑑み、CIB 事務局長が要請した場合の「臨時」の措置とする。
- c. CIB の事務局長は、会議の 1 週間前に関係省庁および機関のすべての代表者に対し、「ワンストップ・サービス」会議で検討および承認を受けるべき書類すべてを提供し、関連機関の長が、その代表者を通じて当該書類を再検討し、意見を与えることができるようにする。
- d. CIB の事務局長は、必要書類の作成後、そのプロジェクトまたはプログラムを「ワンストップ・サービス」会議の議題に載せ、検討および承認を求める。
- e. CIB の事務局長は、「ワンストップ・サービス」会議の結果に関する書類および情報を作成し、CDC の事務局長に提出し、検討および承認を求める。

### 3 - CSEZB :

- a. 経済財務省、閣僚評議会、計画省、商業省、鉱工業エネルギー省、国土整備・都市化・建設省、およびその他の関係機関は、CSEZB を支援するため、それぞれ Chief of Department と同等の地位を有する役員を指名する。当該役員には以下の資格を要する。
  - 自己の業務に精通している
  - 所属機関の長からの権限を付与され、かつ特に報告および指示や提言を要請するなど、所属機関の長と密接なつながりがある
  - CSEZB の活動に積極的に関わっている
  - 外国語、特に英語で意思の疎通ができる
- b. 王国政府のその他の省庁および機関も、「ワンストップ・サービス」に参加する権限を代表者に委任する。ただし、当該省庁および機関の適性に鑑み、CSEZB 事務局長が要請した場合の「臨時」の措置とする。
- c. CSEZB の事務局長は、会議の 1 週間前に関係省庁および機関のすべての代表者に対し、「ワンストップ・サービス」会議で検討および承認を受けるべき書類すべてを提供し、関係機関の長が、その代表者を通じて当該書類を再検討し、意見を与えることができるようにする。
- d. CSEZB の事務局長は、必要書類の作成後、そのプロジェクトまたはプログラムを「ワンストップ・サービス」会議の議題に載せ、検討および承認を求める。

e. CSEZB の事務局長は、「ワンストップ・サービス」会議の結果に関する書類および情報を作成し、CDC の事務局長に提出し、検討および承認を求める。

4・CDC の事務局長は、CRDB の事務局長、CIB の事務局長、および CSEZB の事務局長から必要な関連書類および情報を受領後、その書類を整え、検討および承認のため、CDC 執行委員会の会議の議題に載せる。

**第 36 条** CDC の「ワンストップ・サービス」の組織および機能の詳細は、CDC の内部規則で定める。

**第 37 条** CDC は、公務員からなる独自の組織のおよび独自の予算を有する。CDC の予算の収入および支出の管理は、財務関連法(Financial Law)の対象となる。

## 第 4 章 最終処分

**第 38 条** 2001 年 7 月 27 日付政令第 70/ANK/BK 号、2002 年 11 月 12 日付政令第 112/ANK/BK 号、および 2004 年 8 月 4 日付政令第 35/ANK/BK 号は、無効とする。

**第 39 条** 閣僚評議会担当大臣、経済財務大臣、計画大臣、商業大臣、カンボジア開発評議会、あらゆる関係省庁および機関の共同大臣、大臣、および書記官、ならびに関係するあらゆる州知事および特別市知事、および第 1 条に掲げる者は、署名の日より本政令を有効に施行する。

プノンペン 2005 年 12 月 29

日

首相

署名および捺印

フン・セン (HUN SEN)

提出先：

上級大臣兼経済財務大臣

**Keat Chhon** より

サムデク (Samdech) 首相宛

写し送付先：

- 王宮省 (Ministry of Royal Palace)
- 憲法評議会事務局 (General Secretariat of Constitutional Council)
- 上院事務局 (General Secretariat of the Senate)
- 国民議会事務局 (General Secretariat of the National Assembly)
- サムデク (Samdech) 首相内閣
- 王国政府事務局 (General Secretariat of the Royal Government)
- 第 39 条に記載のとおり
- 公文書保管所 - 記録



カンボジア王国  
国民、信仰、国王 (Nation Religion King)

カンボジア王国政府  
第 148 ANKr.BK 号

特別経済区の設定および管理に関する政令

王国政府は、以下を確認し、

- カンボジア王国憲法
- カンボジア王国政府の設立に関する 2004 年 7 月 15 日付勅令第 NS/RKT/0704/124 号
- 閣僚評議会の組織および機能に関する法を公布する 1994 年 7 月 20 日付勅令第 02/NS/94 号
- カンボジア王国投資法を公布する 1994 年 8 月 5 日付勅令第 03/NS/94 号、およびカンボジア王国投資法改正法を公布する 2003 年 3 月 24 日付勅令第 NS/RKM/0303/009 号
- 税法を公布する 1997 年 2 月 24 日付勅令第 NS/RKM/0297/03 号、および税法改正法を公布する 2003 年 3 月 31 日付勅令第 NS/RKM/0303/010 号
- 輸出入品の課税に関する 1989 年 7 月 26 日付カンボジア開発評議会勅令第 57 Kr.号
- カンボジア王国投資法改正法の施行に関する 2005 年 9 月 27 日付政令第 111 ANKr.BK 号
- カンボジア開発評議会の組織および機能に関する 2005 年 12 月 29 日付政令第 147 ANKr.BK 号
  
- カンボジア開発評議会の要請により、
- 王国政府の必要に応じて、

以下のとおり決定する

## 第1章 総則

### 第1条 本政令の目的および適用範囲

#### 1-1 目的

本政令の目的は、特別経済区を設定および管理し、投資環境を改善して生産性、競争力、国民経済成長、輸出、雇用創出を促進し、貧困を削減することにある。さらには、あらゆる投資活動の確立、管理、調整、ならびにカンボジア王国の特別経済区における当該区開発業者および投資家の投資促進に関連する、手順および規則を定めることにある。

カンボジア王国政府は、投資家向けの情報の透明性、有効性、責任追跡性、利便性を確実にする、カンボジア王国政府が定めた現行方針の枠組みに一致する原則および条件を実施することにより、特別経済区を支援する。

#### 1-2 適用範囲

本政令は、カンボジア王国政府の関係省庁または機関、特別経済区の特区分発業者および投資家で、カンボジア特別経済区委員会および特別経済区管理局から投資の承認を受け、投資優遇措置および保証を得た者のあらゆる活動に適用する。

### 第2条 定義

本政令において、次の用語は、以下に定義する意味を有する。

- **カンボジア特別経済区委員会 (CSEZB)** とは、政令により設立され、カンボジア王国の特別経済区の設定および管理決定義務を負うカンボジア開発評議会の管轄下にあるカンボジア特別経済区委員会をいう。
- **評議会 (Council)** とは、カンボジア王国投資法に基づき設立されたカンボジア開発評議会 (CDC)をいう。
- **輸出加工区 (EPZ)** とは、輸出に限定した、商品の生産および加工に関する産業活動およびその他の活動区域をいう。
- **自由貿易区域 (FTA)** とは、生産品、製品、材料、またはその他の機器のサービスの提供、保管、実演、こん包、清掃、および仕上げを行う地域で、その区域からの輸出入が免税で行

える地域をいう。ただし、カンボジア王国内の他の場所への輸出は除くものとし、この場合の輸出入は、法に従い税および物品税の対象となる。

- **一般工業区（GIZ）**とは、国内使用および輸出を目的とした商品の生産および加工に関連する、産業活動およびその他の活動のために設定された区域をいう。
- **生産区域**とは、工業地帯内の工場がある区域をいう。
- **生産設備**とは、生産資材の実質的加工に使用される機器および道具で、それ自体は加工されないか、輸入から2年以内に消費されないものをいい、情報技術設備またはあらゆる自動車を含む。
- **生産資材**とは、原材料、半完成品、および生産付属品で、輸入から2年以内に適格投資プロジェクトの生産プロセスで完全加工されるかまたは使用されるものをいう。これには、事務機器および備品、石油製品、自動車、および自動車の部品を含まない。
- **生産品**とは、加工された生産資材から生産される商品をいう。
- **適格投資プロジェクト（QIP）**とは、最終投資登録証明書の交付を受けた投資プロジェクトをいう。
- **居住区域**とは、特別経済区の雇用者、被雇用者、および労働者の居住設備のための地域をいう。
- **共益サービス区域**とは、工業地区、銀行、郵便局、商業店舗、および輸送サービスの管理運営事務所など、産業および商業の運営のための活動を支援する区域をいう。
- **特別経済区管理局**とは、特別経済区での「ワンストップ・サービス」機関である国家の行政管理部門をいい、関係省庁および機関により付与された完全な権限に基づき、優遇措置の承認などを含み、特区投資家に対する許可、免許、および登録を承認、発行する義務を負い、さらに区域での投資に関し国家の管理権限に関連するあらゆる要請に対応する義務を負う。
- **特別経済区（SEZ）**とは、あらゆる産業活動およびその他の関連活動を結集した経済分野の発展のための特別区域をいい、一般工業区または輸出加工区を含む場合もある。各特別経済区は生産区域を有し、当該区域には自由貿易区域、共益サービス区域、居住区域、および旅行者区域を含むことができる。

- **特区開発業者(Zone Developer)**とは、カンボジアまたは外国の自然人または法人で、適格投資プロジェクトを実施し、区域内の物理的インフラの開発、事業、およびサービスへの投資を許可され、かつ特区投資家の安全とセキュリティを確保する者をいう。
- **特区投資家(Zone Investor)**とは、カンボジアまたは外国の自然人または法人で、適格投資プロジェクトを実施し、特区開発業者から不動産を購入または賃借し、区域で事業、生産、サービス、および取引などの投資活動を行う者をいう。

## 第2章

### 特別経済区(SEZ)設定のための手続

#### 第3条 特別経済区の設定

##### 3.1 特別経済区設定の条件

1. 特別経済区は、カンボジア王国政府の決定および評議会の「ワンストップ・サービス」機関により、カンボジア王国内の適切かつ戦略的な区域に設定することが許可される。
2. 特別経済区は、国家、民間企業、または国家と民間企業の共同事業体が設立できる。
3. 特別経済区の設定は、以下の条件に従う。
  - (a) 正確に測量設計され、地理的境界があり、50ヘクタールを超える土地でなければならない。
  - (b) 区域を取り囲む柵がなければならない（輸出加工区用、自由貿易区域用、および各区域のそれぞれの投資家の家屋用）。
  - (c) 運営事務局の建物、区域の管理事務所、大規模な道路網、浄水、電気、および電気通信ネットワーク、防火システムおよびセキュリティシステムを備えていなければならない。それぞれの状況に応じ、区域には、労働者、被雇用者および雇用者のための居住区域、公園、病院、職業訓練校、ガソリンスタンド、レストラン、駐車場、ショッピングセンターまたはマーケット等のための土地を用意することができる。
  - (d) 上下水道網、排水処理網、固形廃棄物の保管・管理場所、環境保護対策、および必要と考えられるその他の関連インフラを備えていなければならない。

- (e) 関係省庁または機関が、各区域の地理および特定の規模を考慮し、かつ現行法、国家基準、および国際基準に従い発行する指示書に記載する、特別経済区の開発における建設上の技術的要件、規則、および基本ルール、環境、ならびにその他の義務に従わなければならない。

### 3.2 特別経済区設定のための手続

1. 特別経済区開発への投資を希望するすべての特区開発業者（Zone Developer）は、カンボジア特別経済区委員会（CSEZB）に対し、区域開発のための承認申請をし、適格投資プロジェクト(QIP)として登録を受けなければならない。カンボジア特別経済区委員会は、その提案を検討し、当該申請を却下すべきか否かを決定するため、評議会の「ワンストップ・サービス」機関に提出する義務を負う。

特区開発業者は、カンボジア特別経済区委員会に対し、特別経済区設定のため 700 万リエル(約 1750 ドル)の額の申請料を支払う。

2. カンボジア特別経済区委員会は、申請承認の如何を問わず、特区開発業者に対し 28 営業日以内に返答する。
3. カンボジア特別経済区委員会から特別経済区設定の承認を受けた特区開発業者は、180 営業日以内に以下の事項を行わなければならない。この期間は重大な理由がある場合延長することができる。
  - a) 区域のあらゆるインフラの基本計画書の作成など、プロジェクトの詳細な経済的実現可能性調査を実施する。これには、区域から外部への道路の接続、水道・電気網、環境対策、ならびに地域通信事業の費用、土地賃貸料、工場賃貸料、水道、電気、電話サービス、およびセキュリティの費用、特区投資家向け地域内の公共スペース使用料、労働者、被雇用者、および雇用者の住居費、特に職業訓練センターの使用料を含む。
  - b) 関係省庁または機関からの要請に応じ、その他の関連書類またはカンボジア特別経済区委員会による配達証明付き書簡を提出する。かかる要件は、特区開発業者の条件付投資登録証明書（CRC）に明記する。
4. カンボジア特別経済区委員会は、特区開発業者が評議会に対し 3.2.3 項に定めるプロジェクトを提出した日から 100 営業日以内に、特区開発業者を代理して、管轄省庁、機関、当局、または上記書類を取扱うカンボジア王国政府関連機関から、承認、認可、免許、許可、または登録を受領する。とともに特区開発業者へ最終投資登録証明書を発行する。

5. 特別経済区およびその境界の設定は、カンボジア特別経済区委員会が特区開発業者への最終投資登録証明書(FRC)を発行した際に、政令(Sub-Decree)によって定める。
6. カンボジア特別経済区委員会は、特区開発業者が最終投資登録証明書を受領してから 365 営業日以内にプロジェクトの総投資資本の少なくとも 30 パーセントを実施していない場合は、区域設定に関する承認の取消権、および最終投資登録証明書で与えた優遇措置(Incentives)の取消権を有する。

### 3.3 特区投資家(Zone Investor)の登録手続

特別経済区で、関連する法および政令により許可された分野における生産活動またはサービス活動を開始する特区投資家は、営業時間内に特別経済区管理局へ投資案の登録に必要なあらゆる書類を提供し、正式な手続を完了しなければならない。特別経済区管理局は、投資案の登録を決定する義務を負う。これは、法的側面、行政的側面、および技術的側面に基づき決定され、法およびカンボジア王国投資法改正法の実施に関する政令が定める投資登録手続に従って、最終投資登録証明書が発行される。

特区投資家への優遇措置の付与は、区域内の「ワンストップ・サービス」機関を通じ、かつ関連する法令に従い、特別経済区管理局が決定する。

特別経済区管理局は、特区投資家の投資プロセスに関する他のあらゆる要請に応じ、カンボジア王国政府の関係省庁または機関とともに、特区投資家の問題に積極的に取り組む。

## 第 3 章 管理体制および義務

### 第 4 条 特別経済区の実管理体制

#### 4.1 特別経済区問題調査委員会 (SEZ-Trouble Shooting Committee)

特別経済区問題調査委員会は、技術的側面、法的側面に関するものであるか否かを問わず、特別経済区で発生するあらゆる問題、または省庁もしくは機関の共同管轄下にあるが特別経済区管理局もしくはカンボジア特別経済区委員会 (CSEZB) の権限を越える問題について、直ちに解決する義務を負う。

特別経済区問題調査委員会はさらに、あらゆる苦情を受理し、特区開発業者および特区投資家が申立てた苦情の解決を図る機関としての義務を負う。

この委員会は、評議会(CDC)に設置し、自らの活動のため評議会(CDC)の印章を使用する権利を有する。

特別経済区問題調査委員会の構成は以下のとおり。

1 -	カンボジア開発評議会共同議長	共同議長
2 -	閣僚評議会担当大臣	委員
3 -	経済財務大臣	委員
4 -	商業大臣	委員
5 -	国土整備・都市化・建設大臣	委員
6 -	環境大臣	委員
7 -	鉱工業エネルギー大臣	委員
8 -	公共事業・運輸大臣	委員
9 -	労働・職業訓練大臣	委員
10 -	カンボジア開発評議会事務局長	委員
11 -	カンボジア特別経済区委員会事務局長	書記官

当該委員会は、必要に応じ、評議会のメンバーを召集し本委員会の会議を開催することができる。特別経済区問題調査委員会の会議は、当該委員会の共同議長の指示により、当該委員会の書記官の召集で開催される。

#### 4.2 カンボジア特別経済区委員会(CSEZB)

カンボジア特別経済区委員会は、特別経済区の開発、管理、および運営監督を担当する「ワンストップ・サービス」機関である。

カンボジア特別経済区委員会の義務は以下のとおり。

1. 方針および戦略に関するカンボジア王国政府の「最高機関 (Etat-Major)」であり、カンボジア王国の特別経済区の開発計画を開始し、方向性を決定する
2. 特別経済区管理局の指定、区域の「ワンストップ・サービス」機関の設置、区域の一般行政および機能の管理、区域の紛争解決および最終的な解散に関する原則および規則を定める
3. 特区開発業者に対し税および税以外の優遇措置を与え、有効な法および関連規定に従い、特区投資家に対する優遇措置に関し特別経済区管理局に指針を与える

4. 特別経済区における業務の円滑かつ効果的な遂行を図るため、管理および労働者の訓練、環境、建設、輸出入、投資優遇措置の受給資格、およびその他の技術的事項に関する指針を作成する。これには、カンボジア王国政府の省庁または機関との関係促進を含む
5. 区域内におけるあらゆる不正な活動を調査する
6. 特区開発業者、特区投資家、労働者、被雇用者、雇用者の利益、ならびにその他技術的事項および法的事項に関する問題に対処する

#### 4.3 特別経済区管理局(SEZ-Administration)

特別経済区行政は、カンボジア特別経済区委員会が構築した「ワンストップ・サービス」機関であり、それぞれの特別経済区に常置され、以下のような構成および義務を有する。

1. 特別経済区行政の構成は以下のとおり。

-	カンボジア特別経済区委員会の代表者	議長
-	Custom and Excise Department の代表者	委員
-	CAMCONTROL の代表者	委員
-	商業省の代表者	委員
-	労働・職業訓練省の代表者	委員

上記のメンバーは、各関係省庁または機関が指名し、その運営時に各区域に常置する。

2. 特別経済区に所在する特別経済区管理局の事務所は、特区開発業者が提供し、その他、材料、水道、電気、居住設備も供給し、必要に応じてその他の支援を行う。
3. 前述のすべての関係省庁または機関は、各々の代表者に対し、省庁または機関を代表して区域における各権限に基づき決定を行う権利を付与する。
4. 特別経済区管理局のメンバーの給与は、関係省庁または機関から支払われる。
5. 各特別経済区管理局は、特別経済区管理局の業務に関するすべての書類に公に用いる独自の印鑑を有する。



特別経済区管理局の義務は以下のとおりである

- a. 商品の出入り、輸送の方法、および区域の人の出入りを各権限に基づき管理する。商品の輸出入のための通関手続きを処理し、区域の機能促進のためカンボジア王国政府の関係省庁または機関との行政手続きを円滑にする
- b. 所定の原則に従った、区域内での活動に関連する特区開発業者および特区投資家の業務の遂行を管理する
- c. 登録のための投資提案の審査、優遇措置の授与、許可、免許、および特区投資家が要請する製品原産地証明書の発行を行う。当該決定は区域内で行う。
- d. 各権限に基づき、区域内の活動を管理する
- e. 特区開発業者と協力して、管轄下の問題に対応する
- f. 関連するあらゆる正式手続を迅速化および効率化を図る
- g. 区域の活動に関する、毎月、四半期、半期、および年次の報告書を、関係省庁および機関、カンボジア特別経済区委員会ならびに州・特別市投資小委員会に提出するため、作成する
- h. 王国政府の省庁または機関に関する特区投資家の要請を調整し、対処するため、その他の職務を遂行する。

#### 4.4 特区開発業者

特区開発業者は、カンボジア王国の法に従い活動を行う。

特区開発業者は以下の義務を負う。

- (a) 区域内の活動を管理する人材など、区域のインフラ開発のための十分な資本と手段を有する
- (b) 区域を設定するための土地所有権を有する
- (c) 電気、水道、道路、および電気通信網などの区域のインフラ建設、環境保護および管理網、倉庫、消防署、およびその他必要な施設を建設する
- (d) 特区投資家に対する土地の賃貸、サービスの提供、特区投資家向けの賃貸料およびサービス料の設定を行う。これには、水道、電気、建物、電気通信網、公共地域の清掃、警備要員、特区投資家の日常業務に使用されるその他の施設の使用料が含まれる。
- (e) 警備要員を配置し、区域内の公の秩序を維持する

- (f) 区域の内部規則および特区投資家に関する一般規則など、区域のサービスに関連する規則を導入し、区域の特性に基づき区域内での運営が許可される事業、生産、およびサービスの種類を決定する
- (g) 区域への投資を促進および誘致し、区域へ投資するための正式手続、手順、および恩典の受給資格に関する詳細情報を提供する
- (h) 法に基づき、インフラの維持および修理、質の維持および衛生管理、あらゆる不正活動、およびカンボジア特別経済区委員会の指示に対する違反行為につき全責任を負う
- (i) 要請に応じて、カンボジア特別経済区委員会に報告書を提出し、経済財務省の指示に従い、適正な会計帳簿を維持して納税義務を履行する
- (j) 区域の機能に関し特別経済区管理局と協力してこれを支援し、問題に対処するため現地当局と密接な関係を維持する

## 第 4 章 特別経済区に適用される優遇措置

### 第 5 条 優遇措置の付与手続

カンボジア特別経済区委員会は、カンボジア王国のすべての特別経済区に対する優遇措置を検討し、これを付与する。

- 5.1 特区開発業者による区域内における建設に使用する建設材料、機器および資材の輸入に関する免税の提案は、カンボジア特別経済区委員会に提出し、検討および決定を求める。
- 5.2 生産設備、建設材料、および生産資材の輸入に対する免税は、提案に基づき、法に従って、特区投資家に許可される。特区投資家は、輸入する生産設備、建設材料、および生産資材のリストを作成し、特別経済区管理局にこれを提出し、当該区域における承認を求める。その後、特別経済区管理局は、カンボジア特別経済区委員会および関係機関に対し、決定内容を報告する。
- 5.3 特区投資家に適用される奨励金は、現行の法およびカンボジア王国投資法改正法の施行に関する政令に従い、特区投資家に発行される最終投資登録証明書（FRC）に明記する。

## 第6条 税制上の優遇措置

6.1 特区開発業者は、その投資活動について以下の優遇措置を受ける。

(a) **利益税** 利益税免除期間は、カンボジア王国投資法改正法第 14.1 条に従い、最長 9 年と定める。

(b) **輸入税およびその他の税金** 区域でのインフラ建設に使用する機器および建設材料の輸入については、これを認め、輸入税およびその他の税金を免除する。

6.2 特区投資家は、カンボジア王国投資法改正法第 14.9 条、およびその他の関連規則に定める会計上の優遇措置を受ける。

6.3 付加価値税 (VAT) について割合ゼロパーセントの優遇措置を受ける資格を有する特区投資家は、輸入ごとの免税額を記録する。生産品が再輸出される場合、上記記録は考慮に入れないものとする。生産品が国内市場に輸入される場合、特区投資家は、記録した付加価値税の金額を輸出数量に応じて払い戻す。

## 第7条 その他の優遇措置

7.1 特区開発業者は、町から区域への道路の敷設工事、ならびに公共の利益および区域の利益を目的としたその他の公共サービスのインフラ建設のための機械類および機器の輸入に関し、関税が免除される。

7.2 特区開発業者は、現行の法令に従い、仮通関 (AT) の形式で、インフラ建設のために使用する輸送手段および機械類の輸入を要請できる。

7.3 特区開発業者および特区投資家によるあらゆる輸入は、船積前検査 (PSI) に関する関連規則に従うものとする。

7.4 特区開発業者、特区投資家、および外国人被雇用者は、投資に由来するすべての収入および区域で受領する給与を、税金支払い後他国の銀行に送金する権利を有する。

7.5 特区開発業者および特区投資家は、会計上の優遇措置とは別に、カンボジア王国投資法第 8 条、第 9 条、および第 10 条、ならびにその他の関連規則が定める投資保証を受ける権利を有する。

- 7.6 特区開発業者は、国土法に従い、国境沿いの地域または隔離地域に特別経済区を設定するため国家から土地営業権を取得し、当該土地を特区投資家に賃貸することができる。

## 第5章

### 特別経済区の輸出加工区（EPZ）の管理に関する特別規則

#### 第8条 輸出加工区の状態

特別経済区の輸出加工区は、柵で囲まれた区域であり、カンボジア特別経済区委員会が定める特定の出入り口がある。

正当な権限を有する労働者、被雇用者、雇用者、訪問者、および資格を有する者のみが、営業時間内に、区域の施設および特区投資家の家屋に出入りすることができる。権限を与えられた常駐警備員および特別経済区管理局から権限を与えられた者を除き、いかなる者も、いかなる場合においても、営業時間後に輸出加工区内および特区投資家の家屋内にとどまることは認められない。

#### 第9条 輸出加工区の出入り時刻

商品の輸出入など許可された者のための輸出加工区への出入り予定時刻は、特区開発業者と特別経済区管理局間の合意に従い、特別経済区管理局の内部規則で決定する。

#### 第10条 輸出加工区の商品の輸出入

輸出加工区への商品の輸入または輸出加工区からの商品の輸出は、以下の規則に従う。

- 10.1 輸出加工区の商品の輸出入は、カンボジア王国の商品輸出入とみなされ、商品の所有者が、その輸出入の前に、輸出加工区の管轄当局への輸出入の正式手続きをしなければならない。これらの商品は、輸出加工区へ輸入される前または輸出加工区から輸出される前に、税関職員がこん包し、適正に封印する。
- 10.2 前述の資格を有する者は、商品の管理にいかなる支障もきたさないよう、簡略かつ明確な書式一式を作成する。
- 10.3 小売業または関連活動は、公共の利益または社会的利益のために行う場合であっても、輸出加工区内に設置してはならない。

10.4 特区投資家は、所有者であっても、特別経済区管理局からの許可なく、輸出加工区で生産された生産品を使用してはならない。

10.5 輸出加工区の特区投資家は、特別経済区管理局に対し、特定の契約を締結して、生産の必要に応じて、一般工業区内の国内市場または投資家からの商品購入を申請できる。それぞれの販売および購入は、特別経済区の税関職員の検査を受ける。

生産品が、適切な品質基準を満たさない、粗悪品である、または時代遅れであるため、特区投資家が輸出できない場合の当該生産品の国内市場での販売については、特区投資家は、区域への商品購入のために行われる承認申請と同じ申請を行う。

国内市場で引き渡されるすべての商品は、どのような状態であっても、カンボジア王国に輸入される商品に必要な正式手続と同じ手続を完了しなければならず、輸入税およびその他適用すべき税金の対象となる。

10.6 特別経済区管理局は、必要があればいつでも、特区投資家が輸出入について不正活動を行ったと思われるあらゆる不審な取引を調査する権限を有し、特区開発業者およびカンボジア特別経済区委員会に正式に通知する。

10.7 輸出加工区内での特区投資家による商品の移動に関する原則違反で、使用目的に関連しないもの、環境管理規則や生産規則に従わないもの、非許可商品の生産、生産規準への不適合、国家が提供する生産または便益の利用で許可された目的以外に使用したものは、関連法および規則に基づき、罰金および刑罰の対象になる。

## 第 6 章 労働力

### 第 11 条 労働力の使用および管理

特別経済区で労働力を使用および管理するには、カンボジア王国憲法が保証する権利と保護を遵守しなければならない。特別経済区で働く労働者および被雇用者は、労働法、ならびに労働法および関連規則が定めるすべての者を対象にした社会保障法の規定に従い、給与、福利厚生、業務上の安全、および健康を守るための条件についての権利を有する。

外国人の管理者、技術者、または専門家を雇うことができる。ただし、外国人従業員の数、全従業員数の 10 パーセントを超えないことを条件とする。

外国人の特区開発業者および特区投資家は、配偶者および被扶養者を同行することができ、カンボジア王国移民法に従い、居住ビザ(Resident VISA)を取得する権利を有する。

カンボジア人の労働者および被雇用者または上記の割合に従った外国人労働力の募集および雇用による労働力の使用は、被扶養者の同行も含め、労働法および移民法、ならびにその他関連規則に従い行われる。

## 第 7 章 職業訓練

### 第 12 条 職業訓練

特区開発業者は、労働・職業訓練省と協力し、カンボジア人労働者、被雇用者の教育訓練を促進し、特定の効果的なプログラムにより当該労働者および被雇用者に新たな知識および技能を修得させる義務を負う。

## 第 8 章 紛争解決および違反

### 第 13 条

カンボジア王国のいかなる州・特別市に所在する特別経済区においても、刑事事件も含め違反があった場合は、当該州・特別市の裁判所が管轄権を有するものとする。

### 第 14 条

区域内で活動および労働している特区開発業者、特区投資家、労働者、被雇用者、雇用者および公務員で、特別経済区が定めるいかなる規則にも違反した者は、関連法に従い処罰を受ける。

省庁または機関の政府職員および特別経済区管理局の職員は、区域の開発運営に干渉してはならない。

政府職員が、その義務、および所属する省庁または機関から付与された権限に反して行動した、または、これを順守しなかったことが判明した場合、当該職員は、現行の公務員法の規定に従い処罰を受ける。

## 第9章 最終規定

### 第15条

本政令に定めのない特別経済区内の活動はすべて、カンボジア王国投資法の規定およびあらゆる関連法令を適用する。

### 第16条

本政令は、状況の変化および実施中に広まった状況の必要性に応じ、カンボジア特別経済区委員会の要請により、特別経済区問題調査委員会の承認を経て改正される。また透明性および投資家からの信頼を確保するため、「特別経済区に関する法」となるようにする。

### 第17条

閣僚評議会担当大臣、内務大臣、経済財務大臣、商業大臣、鉱工業エネルギー大臣、環境大臣、国土整備・都市化・建設大臣、あらゆる省の担当大臣、機関の長、州・特別市知事、および関連法人の代表者は、署名の日から本政令を有効に施行する。

プノンペン 2005年12月29日

首相

署名および捺印

フン・セン (Hun Sen)

提出先：

経済財務省

上級大臣兼 CDC 第一副議長

**Keat Chhon** より

サムデク (Samdech) 首相宛

写し送付先：

- 王宮省 (Ministry of Royal Palace)
- 憲法評議会事務局 (General Secretariat of Constitutional Council)
- 上院事務局 (General Secretariat of the Senate)
- 国民議会事務局 (General Secretariat of the National Assembly)
- サムデク (Samdech) 首相内閣
- 王国政府事務局 (General Secretariat of the Royal Government)
- 第 17 条に記載のとおり
- 公文書保管所 - 記録



カンボジア王国  
国民、信仰、国王 (Nation Religion King)

カンボジア王国政府  
第 28 ANKr.BK 号

特別経済区の設立および管理に関する  
2005 年 12 月 29 日付政令第 148 号  
第 4.1.1 条の修正に関する  
ANUKRET (政令 28)

以下を確認し、

- カンボジア王国憲法
- カンボジア王国政府の設立に関する 2004 年 7 月 15 日付勅令第 NS/RKT/0704/124 号
- 閣僚評議会の組織および機能に関する法を公布する 1994 年 7 月 20 日付王国法第 02/NS/94 号
- カンボジア王国の投資法を公布する 1994 年 8 月 5 日付王国法第 03/NS/94 号およびカンボジア王国の投資法改正法を公布する 2003 年 3 月 24 日付王国法第 NS/RKM/0303/009 号
- ノロドム・ラナリット殿下 (Samdech Krom Preah Norodom Ranariddh) の王国政府特別顧問およびカンボジア開発評議会の共同議長としての職務の終了に関する 2006 年 3 月 4 日付王国法第 NS/RKT/0306/111 号
- カンボジア開発評議会の組織および機能に関する 2005 年 12 月 29 日付閣僚会議令第 147 ANKr.BK 号
- 特別経済区の設立および管理に関する 2005 年 12 月 29 日付政令第 148 ANKr.BK 号
- カンボジア開発評議会の組織および機能に関する 2005 年 12 月 29 日付政令第 147 号第 1 条における調整に関する 2006 年 3 月 14 日付政令第 27 ANKr.BK 号
- カンボジア開発評議会の要請に応じて、

以下の通り決定する

**第 1 条 :**

第 4.4.1 条は、2005 年 12 月 29 日付政令第 148 ANKr.BK 号において次の通り修正された。

第 4.4.1 条

特別経済区問題調査委員会 (SEZ-Trouble Shooting Committee) は、技術的または法的側面に関するものであれ、各省もしくは各機関の共同管轄権における問題であれ、または特別経済区管理局

もしくはカンボジア特別経済区委員会（CSEZB）の権限を超えるものであれ、特別経済区において発生したすべての問題を迅速に解決する義務を負う。

特別経済区問題調査委員会は、また、あらゆる苦情の処理機関として、地区開発者（Zone Developers）または地区投資者（Zone Investors）の苦情を解決する義務を負う。

本委員会は、評議会（CDC）内に設置し、その活動において評議会の印を使用する権利を有する。

特別経済区問題調査委員会の構成は、次の通り。

1-	カンボジア開発評議会議長	議長	（フン・セン首相）
2-	閣僚評議会大臣	委員	（ソクソク・アン副首相）
3-	経済財務大臣	委員	
4-	商業大臣	委員	
5-	国土整備・都市化・建設大臣	委員	
6-	環境大臣	委員	
7-	鉱工業エネルギー大臣	委員	
8-	公共事業・運輸大臣	委員	
9-	労働・職業訓練大臣	委員	
10-	カンボジア開発評議会事務局長	委員	
11-	カンボジア特別経済区委員会事務局長	書記官	

必要に応じて、前述の委員会は、評議会の委員を招き、本委員会の各会議に出席させることができる。特別経済区問題調査委員会の会議の開催は、同委員会の共同議長の指示に従って、同委員会書記官の招聘により招集される。

## 第2条：

閣僚評議会担当大臣、経済財務大臣、計画大臣、商業大臣、カンボジア開発評議会、すべての関係省庁および機関の担当大臣および書記官、すべての関係州知事および特別市知事、ならびに第1条に記載する者は、その署名日より本閣僚会議令を有効に施行する。

プノンペン、2006年3月14日  
首相  
署名および印

フン・セン（HUN SEN）

## 提出先

経済財務省

第一書記兼 CDC 副議長

コン・ウィボル (Kong Vibol) より

サムデク (Samdech) 首相宛

写し送付先：

- 王宮省 (Ministry of Royal Palace)
- 憲法評議会事務局 (General Secretariat of Constitutional Council)
- 上院事務局 (General Secretariat of the Senate)
- 国民議会事務局 (General Secretariat of the National Assembly)
- サムデク (Samdech) 首相内閣
- 王国政府事務局 (General Secretariat of the Royal Government)
- 第 2 条に記載の通り
- 公文書保管所－記録所

カンボジア王国  
国民、信仰、国王 (Nation Religion King)

カンボジア王国政府  
第 34 ANK/BK 号

カンボジア王国投資法改正法の施行に関する  
政令第 111 ANK/BK 号の  
付属 I 第 1 条の修正に関する政令

カンボジア王国政府は、以下を確認し、

- カンボジア王国憲法
- カンボジア王国政府の設立に関する 2004 年 7 月 15 日付勅令第 NS/RKT/0704/124 号
- 閣僚評議会の組織および機能に関する法を公布する 1994 年 7 月 20 日付王国法第 02/NS/94 号
- カンボジア王国投資法に関する 1994 年 8 月 5 日付王国法第 03/NS/94 号およびカンボジア王国投資法の改正を公布する 2003 年 3 月 24 日付王国法第 NS/RKM/0303/009 号
- 税法を公布する 1997 年 2 月 24 日付王国法第 NS/RKM/0297/03 号および税法の改正を公布する 2003 年 3 月 31 日付王国法第 NS/RKM/0303/010 号
- カンボジア開発評議会の組織および機能に関する 2005 年 12 月 29 日付政令第 147 ANK/BK 号
- カンボジア開発評議会の組織および機能に関する 2005 年 12 月 29 日付政令第 147 ANK/BK 号の改正に関する 2006 年 3 月 14 日付政令第 27 ANK/BK 号および 2006 年 9 月 4 日付政令第 92 ANK/BK 号
- カンボジア開発評議会の要請に応じて、

次の通り決定する

**第 1 条：** カンボジア王国投資法の改正に関する法の施行に関する 2005 年 9 月 27 日付政令第 111 ANKR.BK 号の付属 I 第 1 条第 5 号「法により禁止される投資活動」は、これを削除する。

**第 2 条：** これに加え、2005 年 9 月 27 日付政令第 111 ANKR.BK 号の条項はすべて、政令に添付のすべての付属書を含め、引続き有効であるものとする。

**第 3 条：** カンボジア開発評議会の副議長および委員である、閣僚評議会担当大臣、経済財務大臣、計画大臣、商業大臣、カンボジア開発評議会、すべての省庁の担当大臣および書記官、すべての機関の長、ならびに州知事および特別市知事は、その署名日より本政

令を有効に施行する。

プノンペン、2007年4月23日

首相

フン・セン (HUN SEN)

上級大臣により

サムデク (Samdech) 首相に通知された。

上級大臣、経済財務大臣

カンボジア開発評議会第一副議長

**Keat Chhon**

写し送付先：

- 王宮省 (Ministry of Royal Palace)
- 憲法評議会事務局 (General Secretariat of Constitutional Council)
- 上院事務局 (General Secretariat of the Senate)
- 国民議会事務局 (General Secretariat of the National Assembly)
- 王国政府事務局 (General Secretariat of the Royal Government)
- サムデク (Samdech) 首相内閣
- 第3条に記載した者
- 公文書保管所および記録所

## 第二部：関連法・コンセッション関連

非公式翻訳

カンボジア王国

国民、信仰、国王 (Nation, Religion, King)

=====

カンボジア王国政府

第 146 ANK/BK 号

経済的土地営業権 (Economic Land Concession) に関する政令

王国政府は、以下を確認し、

- カンボジア王国憲法
- カンボジア王国政府の指定に関する 2004 年 7 月 15 日付勅令第 NS/RKT/0704/124 号
- 閣僚評議会の組織および機能に関する法律を公布する 1994 年 7 月 20 日付王国法第 02/NS/94 号
- 財政制度に関する法を公布する 1993 年 12 月 28 日付王国法第 01/NS 号
- 国土整備・都市化・建設に関する法律を公布する 1994 年 8 月 10 日付王国法第 04/NS/94 号
- 国家文化遺産保護に関する法を公布する 1996 年 1 月 25 日付王国法第 NS/RKM/0196 号
- 環境保護および天然資源管理法を公布する 1996 年 12 月 14 日付王国法第 NS/RKM/1296/36 号
- 特別市および州の金融制度および財産に関する法を公布する 1998 年 2 月 25 日付王国法第 CS/RKM/0298/03 号
- Khum/Sangkat 政権運営に関する法を公布する 2001 年 3 月 19 日付王国法第 NS/RKM/0301/05 号
- 国土法を公布する 2001 年 8 月 30 日付王国法第 NS/RKM/0801/14 号
- 森林法を公布する 2002 年 8 月 31 日付王国法第 NS/RKM/0802/016 号
- 地籍図および土地登記を確立するための手順に関する 2002 年 5 月 31 日付政令第 46 ANK.BK 号
- 散発的土地登記に関する 2002 年 5 月 31 日付政令第 48 ANK.BK 号
- 社会的土地営業権に関する 2003 年 3 月 19 日付政令第 19 ANK/BK 号
- 永久林の手続・創設・分類・登録に関する 2005 年 4 月 1 日付政令第 53 ANK/BK 号
- 環境影響評価に関する 1999 年 8 月 11 日付政令第 72 ANK/BK 号
- 国有地管理に関する 2005 年 10 月 7 日付政令第 118 ANK.BK 号
- 2005 年 12 月 16 日の本会議中に閣僚評議会 (Council of Ministers) が採択

以下を決定する

## 第1章 総則

### 第1条

この政令の目的は、新たな経済的土地コンセッション・プロジェクトの開始および許可、あらゆる経済的土地コンセッション契約の履行状況の監視、ならびに本政令の発効日前に付与された経済的土地営業権が 2001 年国土法に従ったものであるかどうかを再検討するための、基準、手順、仕組み、および制度上の取決めを決定することにある。

### 第2条

以下の用語は以下に定める意味を有する。

- 経済的土地営業権(ELC)とは、営業権者に対し、特定の経済的土地コンセッション契約を通じて、農業利用および産業・農業開発に使用することを目的として、国有・民有地を与える仕組みをいう。
- 産業・農業開発とは以下をいう。
  - 食用作物または工芸作物の栽培で、植林となる植樹を含む。
  - 動物の飼育および養殖。
  - 国内の農業原料を加工するための施設、工場および設備などの建設。
  - 上記活動の一部またはすべての組み合わせ。
- 契約当局(Contracting Authority)とは、カンボジア王国政府を代理して経済的土地コンセッション契約を締結する法律上の権限を有し、首相から与えられた当該権力を行使し、本政令の各規定に従い責務を遂行する当局をいう。
- 規制機関(Regulatory Institution)とは、経済的土地コンセッション契約の対象となる活動または設備を管理する規則を発行および執行する法律上の権限を有する当局をいう。
- 技術事務局(Technical Secretariats)とは、経済的土地営業権を管轄する技術事務局をいう。

### 第3条

経済的土地営業権は、以下を目的とする場合に付与される。

- 高率かつ適切な水準の初期資本投資を必要とする、集中的な農業活動および産業・農業活動を開発する。
- 地域の土地利用計画に基づき適切かつ恒久的な方法で土地を開発するため、投資家から特定の一連の合意を得る。
- 生活機会の増大および多様化、ならびに適切な生態系に基づく天然資源管理の枠組の中で、農村部の雇用を拡大する。
- 経済的土地コンセッション・プロジェクトにおける大規模および小規模投資を推進する。
- 経済的土地使用についての使用料、税金、および関連サービス料を通じて、国家、地方、または地方自治体の歳入を得る。



## 第2章 経済的土地営業権を付与するための一般条件

### 第4条

経済的土地営業権は、以下の5つの基準のすべてを満たす土地に限り付与する。

1. 国有地管理に関する政令、ならびに地籍図および土地登記を確立するための手順に関する政令、または散発的登記に関する政令に従い、国有・民有地として登記および分類された土地。
2. 土地利用計画が、Provincial-Municipal State Land Management Committeeにより採択されており、かつその土地利用が当該計画と一致している土地。
3. 経済的土地コンセッション・プロジェクトのための土地利用および開発について、環境影響評価および社会的影響評価が終了している土地。
4. 現行の法的枠組および手順に従った再定住問題に対する解決策がある土地。契約当局は、法的土地保有者の強制的再定住が行なわれないこと、および私有地の利用が尊重されることを確実にする。
5. 経済的土地コンセッション・プロジェクトまたはその案について、地域の管轄当局および住民との公の協議が行われた土地。

### 第5条

経済的土地コンセッション・プロジェクト案の評価は、以下の基準に基づいて行う。

- 現代科学技術の利用による農業生産および工業・農業生産の増加
- 雇用の拡大・創出
- 国民の生活水準の向上
- 恒久的な環境保護および天然資源管理
- 社会的悪影響の回避または最小化
- 社会的土地営業権と経済的土地営業権との間のあらゆる関連性および相互支援
- 土地コンセッション契約が定める農業原材料の加工

## 第3章 経済的土地コンセッション・プロジェクトの開始、申請、および許可手順

### 第6条

経済的土地コンセッション・プロジェクトを開始するには以下の2つの方法がある。

1. 勧誘提案(Solicited Proposal)。契約当局が投資家からの提案を勧誘するため、プロジェクトを提案する場合。
2. 非勧誘提案(Unsolicited Proposal)。投資家がプロジェクトを国に提案し、承認を求める場合。

## 第 1 部 勧誘提案(Solicited Proposal)を通じた経済的土地コンセッション・プロジェクトの開始

### 第 7 条

契約当局は、以下の準備段階を踏むことにより経済的土地コンセッション・プロジェクトを開始することができる。

1. 技術事務局所定の様式を用い、本政令第 8 条に定める情報を含む、経済的土地コンセッション・プロジェクトの初期プロジェクト提案書を作成する。
2. 本政令第 3 条および第 5 条に基づき、予備調査および提言を求める初期プロジェクト提案書を技術事務局に送付する。
3. 経済的土地コンセッション・プロジェクトに関し、関連 Provincial Land Use and Allocation Committee および規制機関と協議する。
4. 経済的土地コンセッション・プロジェクト案の初期環境影響評価および社会的影響評価を実施する。
5. 初期環境影響評価および社会的影響評価の結果、中程度または高い悪影響が予想された場合、詳細な環境影響評価および社会的影響評価を実施する。
6. プロジェクト関連書類の書類一式を作成する。当該書類は、上記各項目に記載するあらゆる提言および報告書を含み、勧誘提案の付託条項の根拠となるものとする。

### 第 8 条

経済的土地コンセッション・プロジェクトの初期プロジェクト案関連書類は、以下を含む。

1. 提案された土地の所在地、規模、種類、土地登記の区画番号、および当該土地の所在区域についての一般情報。
2. 土地コンセッション・プロジェクトのための全般的土地利用および開発計画。
3. 営業権者が、経済的土地コンセッション・プロジェクトに着手する前になすべき措置。

4. 契約当局もしくはあらゆる省庁または機関が、提案された経済的土地コンセッション・プロジェクトに着手する前になすべき措置。
5. 経済的土地コンセッション・プロジェクトに必要な、国の義務または保証。

## 第9条

契約当局から経済的土地コンセッション・プロジェクト関連書類一式を受領次第、技術事務局は、勧誘提案書と共に、以下の書類を作成するものとする。

- 通知書(Notice)
- 付託条項(Terms of Reference)
- 申請書(Application Form)

## 第10条

技術事務局は、勧誘提案通知を広く宣伝し、かつその通知をカンボジア開発評議会(CDC)に送付する。

この通知には、提案書の提出方法、場所、および時期を、受理の開始および終了日とともに明記する。提出期間は、通知の公告日から60日以上とする。

## 第11条

勧誘提案の付託条項には以下が含まれるものとする。

- 提案書に添付される、経済的土地コンセッション・プロジェクトの説明および裏付け書類
- 提案の技術的、財務的、および営利的内容を評価するための基準
- 必要な、交渉の余地が無い契約条件

## 第12条

勧誘提案の申請には以下が含まれるものとする。

- 事業計画。土地の計画利用、投資計画、土地開発のため計画された支出および収入、ならびにコンセッション・プロジェクト案の資金源を記載したもの
- コンセッション・プロジェクトに必要な労働力およびその供給源の説明
- 技術、設備、機械類、肥料、殺虫剤、優先作物の種類の使用計画についての情報
- 提案された投資活動の環境および社会的影響、ならびに提案者が講じる予防措置または削減措置の記述
- 社会的土地営業権と経済的土地営業権との間の関連性および相互支援の説明
- 国内で収穫された原材料の加工との関連性の説明

- 提案者が国に支払う土地使用料
- 国土法第 59 条が定める、提案者による土地営業権保有分の開示
- 提案者が国に求める保証

### 第 13 条

技術事務局は、提案提出期限の少なくとも 30 日前までに、勧誘関連書類のあらゆる点を明らかにするための公開会議(Public Meeting)を開催するものとし、説明を行ったすべての事項につき公式文書を作成する。

### 第 14 条

勧誘提案の格付けおよび評価基準には、以下の通り。

- 土地の適合性など、土地の利用および開発についての技術的健全性
- 国家環境基準ならびに環境および社会的悪影響に対する健全な予防措置または削減措置の規定の順守
- 労働力の需要および供給要件、財源、ならびに事業計画の市場戦略などの要因に基づく、提案の運営実現可能性
- 雇用創出の実現可能性および国民の生活水準の向上
- コンセション契約が定める、原材料または国内収穫物の加工
- 社会的土地営業権と経済的土地営業権との間の関連性および相互支援の実現可能性
- 土地利用のために提案者が提示した使用料の支払額および支払方法

格付けおよび評価基準(Ranking and Evaluation Criteria)は、本政令第 10 条に基づく勧誘提案通知の公告後、修正してはならない。

技術事務局は、上記基準に基づき各提案の格付け評価を作成し、公表する。

### 第 15 条

提案は、提案者が捺印または署名の上、密封された封筒で技術事務局に提出しなければならない。

期限後に受領した提案は、提案者に未開封で返却する。

受領したすべての提案または単一の提案は、勧誘提案通知書に定める日に、公に開封される。各提案者は、提案の開封時に同席する権利を有する。

技術事務局は、応答すべき提案を決定し、本政令第 14 条に定める基準に基づき、提案の付託条項に定める手順に従って見直しを行ない、契約当局に提言する。

## 第16条

契約当局は、技術事務局の提言を考慮した上、すべての応答すべき提案の格付けに基づき評価を行なって最終候補リストを作成し、当該提案の評価報告書を作成し、各提案者に評価報告書の写しを提供する。

## 第17条

契約当局は、勧誘関連書類で交渉の余地がないと事前に判断された一定の必要契約条件について交渉してはならない。

契約当局は、格付け最上位の提案者と土地コンセッション契約の交渉を行う。契約当局が提案者の最終提案を受入れられず、交渉が土地コンセッション契約に至らないことが判明した場合、契約当局は、当該提案者との交渉を終了し、次の格付け順位の提案者と交渉する。

交渉が土地コンセッション契約案の合意に至った場合、契約当局は提案者に対し、本政令第23条を順守するよう要求する。

提案が1、2件しか提出されなかった場合、技術事務局も上記条項に定める手順を監視する。

## 第2部 非勧誘提案(Unsolicited Proposal)を通じた経済的土地コンセッション・プロジェクトの開始

### 第18条

経済的土地営業権の付与には、勧誘提案による競争的方法が優先的に採択されるが、契約当局は、提案者が経済的土地営業権の目的を達成するために例外的な好条件を提供することを約束する場合、非勧誘提案を検討することができる。これは以下のような状況の場合である。

- 新技術の導入
- 社会的土地営業権と経済的土地営業権との間の例外的関連性
- 加工市場または輸出市場への例外的アクセス

契約当局は、その提案が、通知書が公表済みの勧誘経済的土地コンセッション・プロジェクトの対象となっている土地に関連する場合、非勧誘提案を検討してはならない。

### 第19条

技術事務局は非勧誘提案の申請書を作成する。これには、提案者の事業および財務的背景、経済的土地営業権の投資概念、ならびに土地の規模および所在地に関する簡単な情報を記載する。

提案者は、カンボジア開発評議会、州・特別市投資小委員会、または契約当局のいずれかに申請

する。申請書がカンボジア開発評議会か州・特別市投資小委員会に提出された場合、カンボジア開発評議会または州・特別市投資小委員会は、申請書の受領から 7 営業日以内に、その申請書を契約当局に送付する。

契約当局が非勧誘提案を検討することになった場合、契約当局は、本政令第 7 条 3 項に定める協議を実施する。契約当局はその後、本政令第 4 条に定める営業権のための土地選択基準を満たす準備を行ない、提案者に詳細な提案書を提出するよう要求する。

## 第 20 条

詳細な非勧誘提案は以下を含むものとする。

- 本政令第 12 条に定める情報
- 初期環境影響評価および社会的影響評価の報告書。初期環境影響評価および社会的影響評価の結果、中程度または高い悪影響が予想された場合、提案者は、詳細な環境影響評価および社会的影響評価の報告書も含めなければならない。

## 第 21 条

非勧誘提案を受領した契約当局は、以下を行なう。

- a. 契約当局は、その詳細な非勧誘提案書の写しを、技術事務局または州・市国有地管理委員会 (Provincial/Municipal State Land Management Committee) へ、再検討および提言のため送付する。
- b. 技術事務局または州・市国有地管理委員会は、契約当局に対し、本政令第 3 条から 5 条までの要件に従った、土地コンセッション契約交渉の提案を受け入れるかどうかにつき提言を行なう。

## 第 22 条

非勧誘提案の契約交渉は、交渉の開始から 28 営業日以内に行なう。交渉が、当該指定期間内に土地コンセッション契約案の作成に至らない場合、契約当局は提案者との交渉を終了することができる。

## 第 23 条

提案者は、経済的土地コンセッション契約に署名する前に、カンボジア王国商業規則および商業登記に関する法に従い、商業登記を行わなければならない。

## 第 24 条

技術事務局は、あらゆる経済的土地営業権に用いられ、経済財務省および農林水産省との協議の

上、これらの共同大臣令により決定される、経済的土地コンセッション契約の標準書式を作成する。

#### **第4章 土地コンセッション契約の管理および修正**

##### **第25条**

契約当局は、土地コンセッション契約履行を監視し、契約の管理について経済財務省に定期的に報告し、技術事務局または州・市国有地管理委員会に通知するための、仕組みおよび手順を確立して、当該契約が確実に実行されるよう責任を負う。

契約当局は、関係省庁または機関と協力し、営業権者の土地コンセッション契約の履行状況を再検討し、当該履行状況について営業権者および関係省庁または機関から情報を入手する。

##### **第26条**

契約当局は、土地コンセッション契約の条項を修正する前に、現行法令に基づき、関係省庁、機関、および契約当事者と協議する。

##### **第27条**

土地コンセッション契約の期間延長、中止、または終了の各事項は、土地コンセッション契約で定める。

#### **第5章 管理および実施の仕組み**

##### **第28条**

経済的土地営業権管轄機関は以下のとおり。

- (契約当局(contracting Authority)技術事務局(Technical Secretariats)
- 州・市国有地管理委員会 (Provincial/Municipal State Land Management Committee)
- District/Khan State Land Working Group
- Commune-Sangkat Coucils

##### **第29条**

農林水産大臣は、投資総額 1,000 万リエル (約 US\$2,000) 以上、または合計面積 1,000 ヘクタール以上の営業権付き土地につき、経済的土地営業権を付与する権限を有し、その責任を負う。

関係州知事および特別市知事は、投資総額 1,000 万リエル未満、または合計面積 1,000 ヘクタール未満の営業権付き土地につき、経済的土地営業権を付与する権限を有し、その責任を負う。

### 第 30 条

契約当局は、以下の役割および義務を有する。

- 勧誘提案用の経済的土地コンセッション・プロジェクトの関連書類を提案・作成し、または経済的土地コンセッション・プロジェクトの非勧誘提案を検討することができる
- 提案の格付けに基づき評価し、最終候補リストを作成する
- コンセッション契約の条件を協議する
- コンセッション契約を執行する
- コンセッション契約の履行状況を監視する
- 契約履行の管理に関し、6 ヶ月ごとおよび必要に応じて閣僚評議会に報告する
- 軍事開発地帯の土地の土地コンセッション契約に加えるべき条件につき、経済財務省および国防省と協力し、これら省庁から情報およびデータを収集する
- あらゆる契約修正案について、技術事務局からの提言を再検討する
- 本政令の規定に従いその他の義務を履行する。

### 第 31 条

技術事務局の構成は以下のとおり。

- 農林水産省の代表者	議長
- 経済財務省の代表者	委員
- カンボジア開発評議会の代表者	委員
- 国土整備・都市化・建設省の代表者	委員
- 内務省の代表者	委員
- 環境省の代表者	委員
- 商業省の代表者	委員
- Council of Jurists のメンバー	委員

技術事務局の議長および委員は、カンボジア王国政府の決定により指名される。

技術事務局の事務職員は、技術事務局の要請で農林水産大臣令により指名される。

技術事務局の事務所は、農林水産省内に置く。

### 第 32 条

技術事務局は、契約当局に以下の事項につき意見を与える義務がある。

- 経済的土地コンセッション・プロジェクトの開発
- 勧誘関連書類の作成



- あらゆる経済的土地営業権についての提案に関する提言
- 経済的土地コンセッション契約の履行状況の監視
- 現行の経済的土地営業権の見直しに関する提言
- 本政令の規定に従ったその他の義務の履行

### 第 33 条

州・市国有地管理委員会は、国有地管理に関する 2005 年 10 月 7 日付政令第 118 ANK.BK 号第 25 条に定める役割および義務を有する。

### 第 34 条

District/Khan State Land Working Group は、国有地管理に関する 2005 年 10 月 7 日付政令第 118 ANK.BK 号第 28 条に定める役割および義務を有する。

### 第 35 条

契約当局は、経済的土地コンセッション・プロジェクトの詳細な関連文書または詳細な非勧誘提案書を受領した後、Commune-Sangkat Council が勧誘経済的土地コンセッション・プロジェクトの詳細な書類または詳細な非勧誘提案書の写しを受領した日から 28 営業日以内に、影響を受ける地域の各 Commune Council に関連書類の写しを送付し、再検討および提言を求め、地域当局および現地住民の代表者と公開協議を行う。契約当局は、影響を受ける地域の Commune Council の意見を考慮しなければならない。当該 Commune Council の意見を却下する場合は、具体的理由を示さなければならない。

## 第 6 章 現行の経済的土地営業権の見直し

### 第 36 条

本政令の発効日前に付与された経済的土地営業権で、その土地コンセッション契約が有効である場合については、以下のとおりとする。

- 技術事務局のメンバーの指名が決定されてから 90 日以内に、技術事務局は、経済的土地営業権台帳(Logbook)を作成し、経済的土地コンセッション契約に署名したすべての省庁、機関または地域当局ならびにすべての営業権取得会社に対し、30 日の事前通知を行う。
- 経済的土地営業権を付与したまたはコンセッション契約に署名したあらゆる省庁、機関または地域当局、ならびに営業権者は、技術事務局に対し、通知または通知の公告から 6 ヶ月以内に、情報および関連文書の写しを提出し、経済的土地営業権台帳(ELC-Logbook)へ記録するよう求める。

### 第 37 条

現行の経済的土地コンセッション契約を許可したまたは当該契約に署名した省庁、機関、または地域

当局は、技術事務局からの技術支援を受け、各ケースの状況に基づき、以下の事項につき再検討を行う。

- 既に行ったおよび今後行う投資を考慮に入れた、営業権者による現行のコンセション契約条件の順守
- コンセション契約から生じる土地利用料およびその他の収入
- 営業権付き土地が所在する地方自治体内での土地営業権活動に関する意見を募るため、公開協議を開催する
- 営業権者が 10,000 ヘクタールを超える土地に対する経済的土地営業権を保有する場合、当該営業権者に対し営業権付き土地の規模を任意に縮小するよう要請する、またはその営業権者が任意に規模を縮小しない場合、縮小の交渉を試みる
- 本政令第 42 条に定める土地の調整を要請する
- 再検討報告書案に関する技術事務局からの提言
- 作成された台帳に関する通知後 6 ヶ月以内に、契約に署名した省庁、機関、または当局は、技術事務局の提言を添付して、その省庁、機関、または地域当局が署名した現行の経済的土地コンセション契約の見直しに関する報告書を提出し、その後 6 ヶ月ごとに定期的に当該報告書を提出する
- 閣僚評議会が別の決定をしない限り、再検討期間中および再検討完了後、契約に署名した省庁、機関、または地域当局は、契約履行状況を引き続き監視し、中止命令の取消しや中止命令を行うことなく、契約履行状況を報告する。

### 第 38 条

国土法第 59 条に定める経済的土地営業権の対象となっている土地の保有規模を縮小するための、任意縮小または交渉の手順は、以下のとおりである

11. 土地コンセション契約に署名した省庁、機関、または地域当局は、営業権者が本政令第 40 条に従い営業権の対象となっている土地の区画を任意に選び国に返却するよう要請する。
12. 営業権者に規模を任意に縮小する意思がない場合、土地コンセション契約に署名した省庁、機関、または地域当局は、技術事務局の支援を受け、営業権付き土地利用計画につき営業権者と交渉する。
13. 交渉が交渉開始から 6 ヶ月以内に成立しなかった場合、当該土地コンセション契約に署名した省庁、機関、または地域当局は、技術事務局を通じて閣僚評議会に報告する。
14. 営業権者が、交渉の通知が営業権者の住所へ送付された日または直接手渡された日から 45 日以内に交渉に応じない場合、コンセション契約に署名した省庁、機関、または地域当局は、閣僚評議会に報告し措置を求める。

### 第 39 条

閣僚評議会は、以下の場合、10,000 ヘクタールを超える経済的土地営業権の対象となっている土地の保有縮小要件の例外を認めることができる。

- その営業権が 2001 年国土法の発効日前に付与された場合
- 保有の縮小が、国土法の発効日において進行中の開発の支障になる場合。開墾のための樹木伐採または灌木の焼払いは、進行中の開発またはコンセション契約に基づく土地開発要件を満たす場合には該当しない。

### 第 40 条

経済的土地コンセション契約に署名した省庁、機関、または地域当局に対する、現行の各営業権見直し報告書案に関する技術事務局の提言には、以下を明記する。

- 当該契約が完全に機能していること
- 当該契約になすべき特定の変更、および当該契約の両当事者が容認できる方法で実施すべき作業の明細
- 現行の契約は、営業権者による契約違反のため取消すべきであること
- 10,000 ヘクタールを超える経済的土地営業権について、規模の任意の縮小があるか、縮小のための交渉が必要か、または例外を認めるやむを得ない事由があるかどうかということ。縮小のための区画の選択には、紛争中の地域、開墾されていない地域、開発されていない地域、および公有地を含む。

### 第 41 条

現行の各経済的土地営業権の再検討報告書、技術事務局の提言、および再検討の最終結果は、技術事務局および州・市国有地管理委員会が公文書として保存する。

### 第 42 条

国土整備・都市化・建設省は、現行の経済的土地営業権の再検討プロセスにおいて、再検討が行われている経済的土地営業権の全対象地域の土地を調整する。土地の調整には、土地の区画調整、再検討中の土地区画の土地占有者の権利の裁定、および現行の手順に従った土地の境界設定および登記を含む。

## 第 7 章 財源

### 第 43 条

技術事務局運営のための予算は、農林水産省の予算案に基づく。統一予算制度に従って、技術事務局の財源および予算は、国家予算ならびに地方および海外の財源または国際援助機関の資金か

ら調達される。

## 第 8 章 最終規定

### 第 44 条

本政令に反する規定は、これを無効とする。

### 第 45 条

閣僚評議会担当大臣、農林水産大臣、経済財務大臣、国土整備・都市化・建設大臣、関係省庁の担当大臣および書記官、機関の長、すべての州知事および特別市知事は、その署名日より、各々の責務に従い、本政令を施行する。

プノンペン 2005 年 12 月 27 日

首相

フン・セン (Hun Sen)

写し送付先：

- ・ 王宮省 (Ministry of Royal Palace)
- ・ 憲法評議会書記長
- ・ 上院書記長
- ・ 国民議会書記長
- ・ General Secretariat of the Supreme Council for State Reform
- ・ 首相内閣
- ・ 王国政府書記長
- ・ すべての中央省庁および機関
- ・ すべての州および特別市の事務所
- ・ 第 45 条に記載の通り
- ・ ファイル



## カンボジア王国

国民、信仰、国王 (Nation, Religion, King)

カンボジア王国政府  
第 114 ANKr.BK 号

### 長期貸借または経済的土地営業権 (ELC) の 抵当権設定および権利譲渡に関する政令

カンボジア王国政府は、以下を確認し、

- カンボジア王国憲法
- カンボジア王国政府の指定に関する 2004 年 7 月 15 日付勅令第 NS/RKT/0704/124 号
- 閣僚評議会の組織および機能に関する法律を公布する 1994 年 7 月 20 日付王国法第 02/NS/94 号
- 国土整備・都市化・建設に関する法律を公布する 1994 年 8 月 10 日付王国法第 04/NS/94 号
- 国土整備・都市化・建設省の設立に関する法律を公布する 1999 年 6 月 23 日付王国法第 NS/0699/09 号
- 国土法を公布する 2001 年 8 月 30 日付王国法第 NS/RKM/0801/05 号
- 投資法を公布する 1994 年 8 月 5 日付王国法第 03/NS/94 号
- 投資法改正法を公布する 2003 年 3 月 24 日付王国法第 NS/0303/009 号
- 国土整備・都市化・建設省の組織および機能に関する 1999 年 7 月 20 日付政令 62 ANKr.BK 号
- 地籍図および土地基本登記簿作成のための手順に関する 2002 年 5 月 31 日付政令第 46 ANKr.BK 号
- 散発的土地登記に関する 2002 年 5 月 31 日付政令第 48 ANKr.BK 号
- 国有地管理に関する 2005 年 10 月 7 日付政令第 118 号
- 経済的土地営業権(Economic Land Concession)に関する 2005 年 12 月 27 日付政令第 146 ANKr.BK 号
- カンボジア王国の投資法改正法実施に関する 2005 年 9 月 27 日付政令第 111 ANKr.BK 号
- 王国政府の要請に応じて、

## 以下の通り決定する

### 第1条

この政令の目的は、投資家に対し、長期賃貸借契約または経済的土地コンセッション契約の定めを超えない期間、長期賃貸借権または経済的土地営業権の担保権設定および譲渡の権利を与えるための、原則および条件を決定することにある。

### 第2条

この政令において以下の用語は以下の意味を有する。

- 「**権利の譲渡**」 (**Transfer of Rights**) とは、土地コンセッション契約または長期賃貸借契約が定めるあらゆる権利の譲渡をいう。
- 「**抵当権**」 (**Mortgage**) とは、借入金返済の担保として、長期賃貸借権または経済的土地営業権を提供することをいう。
- 「**長期賃貸借**」 (**Long-term Lease**) とは、カンボジア王国法に従った、自然人、法人、または王国政府による不動産の賃貸借をいう。長期賃貸借期間は、15年以上とする。
- 「**土地営業権**」 (**Land Concession**) とは、王国政府が、カンボジア王国法が定める条件を満たす投資家に対し許可する経済的土地営業権をいう。
- 「**賃貸借**」 とは、不動産所有者と賃借人との間で締結される不動産の賃貸借契約をいう。
- 「**賃貸人**」 とは、不動産の所有者で、その不動産を他人に賃貸する者をいう。
- 「**賃借人**」 とは、不動産をその所有者から賃借する者をいう。
- 「**登記**」 (**Inscription**) とは、法に従い不動産を適正に管理するため、定められた手順に従い帳簿または登記簿に記載する、あらゆる事由の記録をいう。
- 「**特権**」 (**Privilege**) とは、何らかの職能または何らかの団体に与えられる特別の権利をいう。
- 「**優先権**」 (**Preference**) とは、他人に優先して行為を行い、または受領することが認められる権利をいう。
- 「**故人**」 (**Deceased**) とは、死亡した者をいう。

### 第3条

長期賃貸借権または経済的土地営業権の抵当権設定または譲渡は、投資家が国から得た営業許可された土地または長期賃貸借された土地の抵当権設定または譲渡には及ばない。

投資家は、経済的土地コンセション契約に従って開発しなかった経済的土地営業権の譲渡または抵当権設定をすることはできない。

### 第4条

土地営業権は、管轄当局がその自由裁量で、土地を占有しかつ特定の条件に従いその土地の権利を行使する、自然人、法人または団体に対し発行する、法律文書で付与する法律上の権利である。

土地営業権は、かかる経済的土地営業権を設定する契約が定める期間に限り、有効であるものとする。営業権者は、土地営業権をもって、与えられた土地の所有権を有するものではない。

### 第5条

土地基本登記簿(Master Land Register)に登記される不動産のみが、土地営業権または長期賃貸借の対象となり得る。

賃貸借契約が王国政府と締結されかつその土地に権原がない(Not Titled)場合、その賃貸借契約は、経済財務大臣、および関係大臣もしくは機関の長、または当該土地の受託者である州知事および特別市知事が署名する。

### 第6条

土地営業権または長期賃貸借は、国土整備・都市化・建設省の土地所有権証明書に記載するものとする。国土整備・都市化・建設省は、「長期賃貸借証明書」および「経済的土地営業許可証明書」(Certification of ELC)を発行する。

長期賃貸借権または土地営業権のあらゆる抵当権設定または譲渡は、すべて各々長期賃貸借証明書または経済的土地営業許可証明書に記録される。

### 第7条

賃借人または営業権者は、長期賃貸借権または土地営業権、および当該土地に自ら建設した建物またはその他の不動産の権利を、抵当権設定または譲渡する権利を有する。ただし、賃貸借契約もしくは経済的土地コンセション契約に別の定めがある場合、または法により制限される場合を除く。

### 第8条

賃借人または営業権者が死亡した場合、その相続人が、その長期賃貸借権または土地営業権の残りの期間について、当該権利を相続する。

国から土地の賃貸借を認められた自然人、法人または団体は、第三者に転貸借することができるが、管轄当局から事前の承認を受けることを条件とする。

### 第9条

あらゆる場合において、債権者は、賃貸借権または土地営業権を担保として利用した債務者が賃貸借した不動産、またはかかる債務者に譲渡された不動産の所有者となることはできず、その所有権を主張する権利を有しない。これとは別の定めをした契約は無効とする。

債権者は、賃貸借契約またはコンセション契約が定める期間において、法、および他の債権者に対して有する特権及び優先権の順位に基づく債務返済方法に従った債務返済のために、自己の権利に抵当権を設定した債務者に対し、裁判所に訴えを提起する権利を有する。

債権者は、その債務者が土地営業権を通じて賃貸借または占有する不動産の処分権を主張する権利を有しない。

#### 第 10 条

長期賃貸借証明書および経済的土地営業許可証明書には、賃貸借または土地営業許可期間、ならびに不動産の分類、規模、所在地、土地所有者の身元、および賃借人または営業権者の身元を明示する。長期賃貸借証明書および経済的土地営業許可証明書は、この政令の付属 1 および 2 として添付する。

長期賃貸借証明書および経済的土地営業許可証明書および登記簿の発行手数料は、国土整備・都市化・建設省および経済財務省共同の大臣令により決定される。

#### 第 11 条

本政令に反する規定は無効とする。

#### 第 12 条

閣僚評議会担当大臣、経済財務大臣、国土整備・都市化・建設大臣、商業大臣、農林水産大臣、関係省庁および機関の担当大臣および書記官、カンボジア開発評議会、州知事および特別市知事、すべての関連機関および団体の理事は、その署名日より、各々の責務に従い、本政令を有効に施行する。

プノンペン 2007 年 8 月 29 日

首相

フン・セン (Hun Sen)

#### 写し送付先：

- ・ 王宮省 (Ministry of Royal Palace)
- ・ 憲法評議会事務局 (Secretariat General of Constitutional Council)
- ・ 上院事務局 (Secretariat General of the Senate)
- ・ 国民議会事務局 (Secretariat General of the National Assembly)
- ・ 王国政府事務局長 (Secretary General of the Royal Government)
- ・ サムデク (Samdech) 首相内閣
- ・ Cabinet of H.E. Deputy Prime Minister
- ・ 第 12 条に記載の通り
- ・ 官報
- ・ 公文書保管所—記録所



## コンセッション法の発布

### ■ 投資法／投資会社 2007年

- コンセッション法の発布に関する王国法第 NS/RKM/1007/027 号（2007年10月19日）

コンセッション法は、2007年9月10日、第三議会の臨時会議において国民議会により採択され、2007年10月4日、法律原則に基づき修正なく、上院の臨時会議において全会一致で承認された。本法は、公共の利益、ならびに国民の社会的要求および国家経済の実現のために、カンボジア王国におけるインフラ構築プロジェクトへの民間出資の促進、円滑化を図ることを目的とする。本法は、本法第5条に定める通り、営業権を規定する。営業権は、本法の条項および関連規定に従って、コンセッション契約により付与される。

カンボジアの法律に従って必要な権限を有する省庁、公共機関、国有法人、地方自治体など、本法第5条に規定する適格なインフラ部門内のインフラ構築プロジェクトを実施する資格を有する行政機関および所轄機関はすべて、本法第6条および第7条ならびに（コンセッション法の実施に関する）政令が定める条件に従って関連融資を円滑にする目的を含め、かかる機関それぞれの所轄内のインフラ構築プロジェクトについてコンセッション契約を締結し、付随契約を締結する権限を有する。

一般公衆に直接または間接にサービスを提供することを目的としたインフラ設備に関連するコンセッション契約は、次の産業部門の関連機関がこれを締結することができる。(a) 発電、送電および配電、(b) 道路、橋、空港、港、鉄道、人工運河等のインフラおよび輸送設備システム、(c) 上水の給水および衛生設備、(d) 通信および情報技術インフラ、(e) 観光地および美術館等の観光プロジェクト向けインフラおよび物的基盤、(f) 石油およびガスのパイプライン等のガソリンおよび石油の産業部門向けインフラ、(g) 下水設備、排水および浚渫、(h) 廃棄物の管理および処理、(i) 健康、教育および運動に関連する公的インフラ、(j) 特別経済区および社会住宅事業向けインフラ、(k) 灌漑システムおよび農作業向けインフラ、および、(l) 特定の法により本営業権の付与が認められているその他の産業部門。

コンセッション契約は、以下の様式による。(i) 建設・運営・譲渡 (BOT)、(ii) 建設・リース・譲渡 (BLT)、(iii) 建設・譲渡・運営 (BTO)、(iv) 建設・所有・運営 (BOO)、(v) 建設・所有・運営・譲渡 (BOOT)、(vi) 建設・協力・譲渡 (BCT)、(vii) 拡張・運営・譲渡 (EOT)、(viii) 近代化・運営・譲渡 (MOT)、(ix) 近代化・所有・運営 (MOO)、および、(x) インフラ構築プロジェクトの官民共同実施を含め、リース・運営管理・管理契約、またはその派生または類似。適格インフラ構築プロジェクトは政令が定める手続に従って承認されない限り、コンセッション契約を実施することはできない。

カンボジア開発評議会（CDC）は、投資法に従ってコンセッション契約に基づく適格投資プロジェクトを実施するために必要な許諾を取得するための、ワンストップサービスの組織である。契約当局は、国際的または国内の競争入札手続を介して、または状況に応じ、交渉手続により、営業権者を選考するものとする。

営業権者の選考は、政令に定める手続に従って実施する。コンセッション契約は、本営業許可期間を定め、本営業許可期間は、本法第13条により、コンセッション契約の署名日より30年を超えないものとする。インフラ構築プロジェクトの性質から必要とみなされた場合、カンボジア王国政府は、本営業許可期間の延長を認めることができる。自然人が本法の条項に違反した場合は、現行のカンボジア法による処罰の対象となる。共犯についても、同様に処罰の対象となる。

王国法は、6章および43条より成り、総則、行政上の調整およびサービス、営業権者の選考および組織、営業許可期間の終了、罰則、および最終規定について規定する。

# コンセション法

## 第I章 総則

### 第1条

本法は、公共の利益の確保ならびに国民の経済的および社会的目標の実現のために、カンボジア王国における民間出資の実施を促進し、円滑にすることを目的とする。

### 第2条

本法は、本法第5条に定める通り、営業権を規定する。

営業権は、本法の条項およびその関連規則に従って、コンセッション契約により付与される。

### 第3条

本法において、以下の用語は、次の通り定義される。

- 「本許認可」(Authorizations)とは、カンボジアの法規に定めるようにコンセッション・プロジェクトを実施するために、所轄機関より取得することが求められる許諾、認可、同意、免許、許可または登録を意味する。
- 「本営業権」(Concession)とは、国家に帰属する行為を意味し、これにより、所轄機関がインフラ構築プロジェクトの全体または部分的実施を民間の第三者に委託し、このために当該機関が、政府からの補償、もしくはユーザまたは顧客から回収した手数料および費用で、一般に責任を負いかつこのために第三者が建設リスクまたは業務リスクの大部分を引受けものである。かかる国家の行為は、以後、当該行為について用いられる法的名称にかかわらず、本法に基づく「営業権」とみなされる。
- 「営業権者」(Concessionaire)とは、契約機関と締結したコンセッション契約に基づくインフラ構築プロジェクトを実施する者を意味する。
- 「コンセッション契約」とは、契約機関と営業権者間の相互に拘束力を有する契約であり、インフラ構築プロジェクトの実施条件を記載したものを意味する。
- 「者」(Person)とは、自然人または法人を意味する。
- 「コンセッション・プロジェクト」とは、本営業権に基づくインフラ構築プロジェクトの実施

を意味する。

- 「契約機関」(Contract Institution)とは、本法第4条に定める通り、コンセッション契約を締結する権限を有する所轄機関を意味する。
- 「インフラ設備」とは、一般人に直接もしくは間接にサービスを提供する物理的な設備およびシステムを意味する。
- 「インフラ構築プロジェクト」とは、新規インフラ設備の設計、建設、保守もしくは運営、または、現存するインフラ設備の近代化、復旧、拡張、管理もしくは運営を意味する。
- 「適格投資プロジェクト」(QIP)とは、投資法に従ってカンボジア開発評議会より最終投資登録証明書を受けたプロジェクトを意味する。

#### 第4条

カンボジアの法律に従って必要な機関の委任を受けている省庁、公共機関、国有法人、地方自治体など、本法第5条に規定する適格なインフラ産業部門内においてインフラ構築プロジェクトを実施する資格のある所轄機関はすべて、本法第6条および第7条ならびに政令に記載する条件に従って、かかる機関それぞれの所轄インフラ構築プロジェクトについてコンセッション契約を締結する権利を有し、また、関連融資を円滑にする目的を含め、付随的契約または関連契約を締結する権利を有する。

#### 第5条

一般人に直接または間接にサービスを提供するインフラ設備に関連するコンセッション契約は、以下の産業部門の関連機関がこれを締結することができる。

- a- 発電、送電および配電。
- b- 道路、橋、空港、港、鉄道、海峡等（ただし、これらに限られるものではない）の輸送設備システム。
- c- 給水および衛生設備。
- d- 通信および情報技術インフラ。
- e- 観光プロジェクトに関連する上部構造（Supra-Structure）。ただし、観光リゾート美術館に限

られるものではない。

- f- 石油およびガスのパイプラインを含む、ガソリンおよび石油関連インフラ。
- g- 下水設備、排水および浚渫。
- h- 廃棄物の管理および処理。
- i- 病院、ならびに、健康、教育および運動に関連するその他のインフラ。
- j- 特別経済区（SEZ）および社会住宅事業に関連するインフラ。
- k- 灌漑および農業関連インフラ。
- l- 特定の法により本営業権の付与が認められているその他の産業部門。

## 第6条

A コンセション契約は、以下の手段により提供することができる。

- 建設、運営および譲渡 (BOT)
- 建設、リースおよび譲渡 (BLT)
- 建設、譲渡および運営 (BTO)
- 建設、所有および運営 (BOO)
- 建設、所有、運営および譲渡 (BOOT)
- 建設、協力および譲渡 (BCT)
- 拡張、運営および譲渡 (EOT)
- 近代化、運営および譲渡 (MOT)
- 近代化、所有および運営 (MOO)
- インフラ設備の官民共同実施を含め、リースおよび運営管理または管理契約、もしくはその派生または類似の契約

## 第7条

適格なインフラ構築プロジェクトが政令に記載する手続によりコンセション・プロジェクトとして承認されない限り、コンセション契約についての選考手続は、開始されないものとする。

## 第II章 行政上の調整およびサービス

### 第8条

カンボジア開発評議会（CDC）は、投資法に従って投資プロジェクトを実施するために必要な許諾を取得するための、ワンストップサービスの組織である。カンボジア開発評議会は、選考した営業権者より適格投資プロジェクト（QIP）をコンセション契約に基づき実施するよう要請を受けた場合、

- a- 営業権者がカンボジア王国の投資法に従って受ける資格を有するすべての投資優遇措置を認め
- b- コンセション・プロジェクトに必要なあらゆる本許認可、および、本許認可の発行所轄機関を特定し、
- c- 本条に規定する必要なすべての本許認可を、営業権者を代理する関連機関より、適時に取得するものとする。ただし、必要な情報および書類のすべてが正式に提供されていることを条件とする。

カンボジア開発評議会は、コンセション・プロジェクトのために必要な本許認可の付与期間を定める権限を有するが、かかる期間の終了までに所轄機関により書面で拒否された場合はこの限りではない。

### 第9条

カンボジア開発評議会は、求めに応じて、カンボジア王国におけるコンセション・プロジェクトへの投資に関する一般情報を見込み投資家に提供するサービス機関を集中させるものとする。この情報には、本法第8条(a)および(b)が定める情報が含まれる。カンボジア開発評議会は、カンボジア王国におけるコンセション・プロジェクトに一般的に適用される法規の写しをすべての見込み投資家に提供するものとする。

### 第10条

カンボジア開発評議会は、以下の機能を有する。

- a- カンボジア王国政府に対し、本営業権の方針について助言し、コンセション契約に適用される法規の改正について勧告する。

- b- 民間出資のインフラ構築プロジェクトを特定してその機会を評価し、投資家グループに対する実行可能なプロジェクトを促進するに際し、他の所轄機関を支援する。
- c- カンボジア開発評議会または外部の評価においてであるにもかかわらず、複合的なコンセション・プロジェクトの準備、入札および監督において契約機関を支援するに必要な専門知識の向上を図る。
- d- コンセション・プロジェクトの資金調達、実施および監督を合理化するため、モデル選択手順およびモデルプロジェクト書類を提案する。
- e- コンセション・プロジェクトに関わる役員およびその他公務員の能力および訓練の調整を行なう。
- f- 契約機関の間での経験の評価と交換のために、すべてのコンセション契約およびコンセション・プロジェクトの登録を維持する。

### 第 III 章 営業権者の選考および組織

#### 第 11 条

契約機関は、国際的または国内の入札手続を介して、状況に応じた交渉手続により、営業権者を選考するものとする。

営業権者の選考は、本政令に定める手続に従って実施する。

#### 第 12 条

選考手続が終了し、契約機関が最終入札または交渉提案を受諾する段階となった時点で、契約機関は、政令に規定する手続により、かつかかる手続に従って、コンセション契約の最終条件についての承認を得るものとする。

本法が求めるコンセション契約の審査が、選考された候補者の権利および義務に悪影響を与える場合には、かかる選考された候補者は、入札保証金を失うことなく、その入札または提案を取り下げることができる。



## 第 13 条

本法第 12 条に従って承認が得られた後、契約機関は、コンセション契約を締結するより前に、選考された候補者に対して落札通知を発行するものとする。

契約機関および営業権者は、落札通知から 6 ヶ月以内にコンセション契約に署名するものとする。契約機関と営業権者の間に書面の合意がある場合には、かかる 6 ヶ月の期間を延長することができる。

契約機関が本法第 13 条(2)項に従わなかった場合、営業権者は、入札保証金を失うことなくその入札または提案を取り下げることができる。

## 第 14 条

運営許可取得者は、落札通知を受領してから少なくとも 60 日以内に速やかに、カンボジア王国の法に基づき、コンセション・プロジェクトを実施する法人を設立し、カンボジア王国の投資法に従い、最終投資登録証明書をカンボジア開発評議会から取得するものとする。

## 第 15 条

本法または他の適用法の条項において明示の別段の定めがある場合を除き、契約当事者は、コンセション契約に以下の事項を記載するものとする。

- a- 運営許可取得者が実施する作業および提供するサービスの性質、範囲および基準
- b- 費用効果の促進、建設の促進および運営の質の向上、ならびに公共の利益を維持するために付与される優遇措置。
- c- 運営許可取得者が適用する、また該当する場合は、規制機関が承認する、料金、使用料、賃料その他の費用
- d- 合意によるリスク配分またはリスク共有
- e- インフラ設備の運営および管理において運営許可取得者が求めるサービスの水準および基準、ならびに定められたサービスの水準および基準に反した場合の処置
- f- 支払いの手段

g- 本営業許可期間全体を通じて、インフラ構築プロジェクトの実施を支援するために契約機関および他の所轄機関に求められる確約および協力

h- 当事者が必要と考えるその他の事項。

## 第 16 条

運営許可取得者は、自己の費用および危険負担で、かつ契約機関により行なわれる貸付または保証によらずに、インフラ構築プロジェクトの実施についての資金を調達するものとする。

例外的に保証が行なわれる場合があるが、関連する財務管理法（Financial Management Law）および規則に定める手順による場合に限るものとする。

## 第 17 条

運営許可取得者は、コンセッション契約またはカンボジア王国の法が定める制約に従い、インフラ構築プロジェクトのために必要な融資を確保する必要性に応じ、自己の資産、権利または権益（コンセッション・プロジェクトに関するものを含む）について担保権を設定する権利を有する。

コンセッション契約に別段に定める場合を除き、運営許可取得者の株主は、インフラ構築プロジェクトのために必要な融資を確保するために運営許可取得者の株式を質入しまたは担保権を設定する権利を有する。

## 第 18 条

運営許可取得者による重大な違反があった場合、またはコンセッション契約の終了が正当に認められるその他の事態があった場合、契約機関は、インフラ構築プロジェクトに対して資金提供する法人との合意をもって、契約機関とかかる資金提供法人との間で事前に合意した条件および手続に従って、運営許可取得者を、現行のコンセッション契約に基づき履行するよう任命された新たな法人または者に代えることができる。

## 第 19 条

コンセッション契約に基づく運営許可取得者の権利および義務は、契約機関の事前の同意なく第三者に譲渡してはならない。

本法第 17 条に従って付与される担保権の行使による場合を除き、またはコンセッション契約に別段に定める場合を除き、契約機関の事前の同意なく、運営許可取得者の支配株式を第三者に譲渡してはならない。

## 第 20 条

コンセッション契約に別段に定める場合を除き、運営許可取得者は、自己の費用および危険負担で、インフラ設備の設計および建設について責任を負うものとする。設備の設計および建設は、適用されるすべてのカンボジアの法規に従うものとする。コンセッション契約は、インフラ設備に関する各種の事項について契約機関に独立の専門家による報告書を提出する。

## 第 21 条

コンセッション契約に別段に定める場合を除き、運営許可取得者は、適用されるすべてのカンボジアの法規に従い、自己の費用およびリスク負担で、インフラ設備を運営および管理するものとする。

コンセッション契約に別段に定める場合を除き、運営許可取得者は、継続的なサービスの提供を約束する。運営許可取得者による義務の履行について重大な不履行があった場合に有効かつ継続的なサービスの提供を確保するために、コンセッション契約に定めのある場合には、契約機関は、一時的に設備の運営を引き継ぐ権利を有する。ただし、契約機関が運営許可取得者に対し、コンセッション契約に規定する期間内に、またはそのような規定のない場合には合理的な期間内に、かかる不履行を是正するよう通知していることを条件とする。

## 第 22 条

運営許可取得者は、コンセッション契約におけるその義務を履行することを保証するために、コンセッション契約に定めのある場合には、コンセッション・プロジェクトの特定の段階について、契約機関を受取人とし、またコンセッション契約に定める様式、期間および額の、適切な履行保障を提供し、維持するものとする。

## 第 23 条

コンセッション契約において、カンボジアの企業および研究所に対し、運営許可取得者と協力して技術開発、製造またはその他の経済的および社会的活動にかかわる機会を提供することができる。運営許可取得者に追加の収益を生じさせる可能性のあるかかる協力は、カンボジアの企業および機関に対して国内および海外において商品およびサービスの注文を受けかつ引渡す実際の機会を提供し、また、インフラ活動に関連する技術開発に参加する実際の機会を提供することを目標とするものとする。

コンセション契約への入札見積りにあたり、契約機関は、それがコンセション・プロジェクトに関連して発行された入札公告における基準とされている場合には、入札者が提示するより幅広い社会的および経済的な開発可能性を考慮することができる。

## 第 24 条

コンセション契約は、カンボジア王国の法規に従うことを要する。

問題となっている事項について該当するカンボジアの法規が存在しない場合、コンセション契約の当該条項は、当事者により選択された法に従うものとする。ただし、かかる法がカンボジア王国の法に反するものではないことを条件とする。

運営許可取得者は、コンセション・プロジェクトの実施に関連する付属契約について、自由に準拠法を選択するものとする。

## 第 25 条

コンセション契約において求められた場合、運営許可取得者は、本営業権の終了をもって、インフラ設備についてのすべての権利、権原および利権を契約機関またはその指名する者に譲渡するものとする。かかる譲渡は、コンセション契約に定める条件によるものとする。

譲渡される施設は、コンセション契約の要件に従った良好な運用状態にあるものとし、またすべての先取特権、債務、担保権その他あらゆる種類の請求が一切ないものとする。

## 第 26 条

運営許可取得者は、本営業権付与機関またはその他法の条件に基づく公的機関を利用することができるものとし、また必要に応じて、コンセション・プロジェクトの実施に必要な、土地利用権およびプロジェクトの敷地に関連するその他の権利を取得するための支援を受けるものとする。

インフラ構築プロジェクトの実行のために必要な土地の強制収用は、土地法に従って実施される。

コンセション契約は、運営許可取得者が土地、土地利用権および地役権の取得のために支払いを行なうこと、およびかかる支払いの方法について定めることができる。

インフラ拡張プロジェクトのための土地の取得は、コンセション契約中に別段の定めのない限り、運営許可取得者が費用を負担する。

## 第 27 条

運営許可取得者は、関税、または運営許可取得者が提供する設備もしくはサービスについての使用料を受領または回収する権利を有する。コンセッション契約は、かかる関税または料金の設定および調整についての方法および方式を定めるものとする。

当事者は、本営業許可期間中の共同努力による安定した収益の流れを確保することを目的とした仕組みについて合意することができる。

## 第 28 条

運営許可取得者は、カンボジアの法律に従って、その所得を現地通貨から外国通貨に交換して、それを海外に送金する権利を有する。

## 第 29 条

コンセッション契約期間中に限り、運営許可取得者が提供するインフラ設備またはサービスに特に適用されるカンボジアの法規についてコンセッション契約の日付後に変更があったために、当初予定されていた履行の費用および対価と比較して、運営権取得者によるコンセッション契約の履行のための費用が大幅に上昇し、または運営許可取得者がかかる履行のために受け取る対価が大幅に減少した場合には、運営許可取得者は、適用される法規の性質および関連する財務上の帰結について定めるコンセッション契約の該当する条件に従って、補償を受ける権利を有する。

## 第 30 条

運営許可取得者は、コンセッション契約が定める場合は、コンセッション契約に定める条件により、ロイヤリティまたは営業許可料（Concession Fee）をカンボジア王国政府に支払うものとする。

## 第 31 条

契約機関は、コンセッション・プロジェクト活動を調査および検査し、当該プロジェクトがカンボジアの法規およびコンセッション契約の条項に従って建設され、運営されおよび維持されていることを確認するものとする。契約機関は、インフラ設備、ならびにコンセッション契約の条項に従った調査および検査を実施するために必要な設計図、報告書その他のデータについても、合理的に利用または入手できるものとする。

調査および検査により、不必要に運営許可取得者による作業やサービスの提供を妨害してはならない。

## 第 32 条

本法の適用による活動は、カンボジア王国の法律およびコンセッション契約が定める、人命の損失または人身傷害、公害または財物の棄損につながりかねない偶発事故および緊急事態に対処するために運営許可取得者が設けている健康安全環境基準を遵守するものとする。

## 第 33 条

コンセッション契約の終了時にインフラ設備を適格機関に譲渡する場合、運営許可取得者は、カンボジア国民に訓練を提供し、かかる国民がインフラ設備の運営および維持をあらゆるレベルで引き継ぐことができるようにするものとする。この職務は、コンセッション契約において契約機関と合意した範囲でかつ合意した条件に従って、本営業許可期間の終了までに実施するものとする。

## 第 34 条

本法が対象とする活動に関連して、資格あるカンボジアの供給業者に、建設の受注および商品やサービスの提供が得られる正規の機会が与えられる場合がある。

## 第 35 条

コンセッション契約は、独占 (Monopoly) または排他的協定 (Exclusivity Arrangement) を作り出すものではない。ただし、公共の利益のため、政令の定めに従い、このような排他的権利がコンセッション契約に含まれる場合がある。

## 第 36 条

運営許可取得者は、自己のために、直接に、または従業員を介して、または請負業者もしくは下請負業者を介して、作業またはサービスを実施する者が本法の条項を遵守することを保証する。

運営許可取得者のために作業を実施した者による第三者への損害により賠償責任が生じた場合、運営許可取得者は、損害賠償等につき、不法行為者または場合によってはその雇用主と同じ範囲で、連帯して責任を負うものである。

## 第 IV 章 営業許可期間の終了

### 第 37 条

コンセッション契約は、本営業許可期間を規定するものとする。本営業許可期間は、本法第 13 条により、コンセッション契約の署名日より 30 年を超えないものとする。インフラ構築プロジェクトの性質から必要とみなされた場合、カンボジア王国政府は、本営業許可期間の延長を認めることができる。

本営業許可期間は、コンセッション契約の規定により、以下の状況に起因するものではない限り、これを延長することができない。

- 1- 契約機関による契約違反またはその他所轄機関の行為に起因する竣工日の遅延または運営の中断
- 2- コンセッション契約に定める不可抗力事態に起因する竣工日の遅延または運営の中断。  
ただし、運営許可取得者がかかる事態により生じた費用もしくは損失を当初の本営業許可期間中に回収する（慣例的なプロジェクト保険による回収を含む）ことができなかった場合とする。

コンセッション契約の定めに従い、コンセッション契約において当初予期されていなかった契約機関の新たな要件により生じた追加費用について、運営許可取得者が本営業許可期間中にかかる費用を回収することができなかった場合には、運営許可取得者がこれを回収することができるよう、本営業許可期間をさらに延長することができる。

### 第 38 条

コンセッション契約は、場合に応じて、本営業許可期間が終了する前に、当事者がコンセッション契約を終了できる条件、および終了の場合の当事者の権利と義務を定めるものとする。

コンセッション契約の規定により、当事者は不可抗力により、コンセッション契約を終了できる場合がある。

コンセッション契約が、コンセッション・プロジェクトに関連する契約機関またはその他所轄機関による重大な義務違反によって終了した場合、運営許可取得者は、運営許可取得者が実施した作業の公正な価格、負担した費用または被った損失（適宜、利益の損失を含む）を含め、コンセッション契約に定める条件に従い補償を受ける権利を有する。

### 第 39 条

契約機関と運営許可取得者間の紛争は、コンセション契約に記載する紛争解決手段（合意のある場合は、国際仲裁を含む）によって解決する。

本条に従って、管轄権を有する司法機関または仲裁により発行された裁定は、その条件に従い、契約機関および運営許可取得者の双方に対して有効かつ拘束力を有し、また双方によりまたは双方に対し執行可能であるものとする。

### 第 40 条

契約機関は、コンセション契約が適切に実施されることにつき責任を有し、また、コンセション契約の実施および履行を監督し、規制するための手法および手順を設定しなければならない。また、コンセション契約の管理について、経済財務省または担当関係省への契約機関の年次予算報告書に報告するための手法および手順を設定しなければならない。

### 第 41 条

コンセション契約を変更する契約を締結する前に、契約機関は、当初のコンセション契約が定める、経済財務省および該当する規制当局の書面による承認を得なければならない。また、変更の手続は政令に定めるものとする。

## 第 V 章 罰則

### 第 42 条

故意または重大な過失による本法の重要な条項違反は、現行のカンボジア法による処罰の対象となる。

共犯についても、同様に処罰の対象となる。

法人の目的および権限の範囲内で活動を行なっている従業員団体または個人が上記第 1 項により処罰の対象となった場合、当該法人も責任を負い、または処罰の対象となる。

営業権にかかわる職務に故意に違反しまたはこれを怠った公務員は、さらにカンボジア王国公務員 Co-Statute による行政処罰の対象となる。



## 第 VI 章 最終規定

### 第 43 条

本法に反する規定は、これを無効とする。

2007 年 10 月 19 日

ノロドム・シハモニ国王 署名

## 用語集

### 建設・運営・譲渡（BOT）：

所轄機関は、コンセッション契約が定める期間、運用、料金回収権を譲渡することにより、インフラ設備の建設のための営業権を民間企業に付与する。営業許可期間の満了後、民間企業は、契約に準拠した品質条件を備えたすべての所有権その他の権益を、所轄機関に譲渡するものとする。

### 建設・リース・譲渡（BLT）：

所轄機関は、インフラ設備の建設のための営業権を民間企業に付与し、また、合意した期間中、運用に関するリース契約に規定する賃料でこれを民間企業にリースする。営業許可期間の終了後、民間企業は、契約に準拠した品質条件を備えたすべての所有権その他の権益を、所轄機関に譲渡するものとする。

### 建設・譲渡・運営（BTO）：

所轄機関は、インフラ設備の建設のための営業権を民間企業に付与し、その竣工をもって所轄機関に譲渡する。所轄機関は、コンセッション契約が定める期間、その運用のための権利を民間企業に譲渡する。

### 建設・所有・運営（BOO）：

所轄機関は、インフラ設備の建設のための営業権を民間企業に付与し、また、コンセッション契約が定める条件に基づき、公共の利益のための運用および料金の回収のための所有者とすべく、これを民間企業に与える。

### 建設・所有・運営・譲渡（BOOT）：

所轄機関は、インフラ設備の建設のための営業権を民間企業に付与し、その所有者とすべくこれを民間企業に与え、また、民間企業は、合意の期間中、料金の回収のためにこれを運営する。営業許可期間の終了後、民間企業は、契約に準拠した品質条件を備えたすべての所有権その他の権益を、所轄機関に譲渡するものとする。

### 建設・協力・譲渡（BCT）：

所轄機関は、インフラ設備の建設のための営業権を民間企業に付与し、加えて、コンセッション契約が定める期間、利益、損失、その他リスクを分担して、運営・管理に協力する。期間終了後、民間企業は、契約に準拠した同様の品質条件を備えたそのすべての所有権その他の権益を、所轄機関に譲渡するものとする。

**拡張・運営・譲渡（EOT）：**

所轄機関は、インフラ設備の拡張のための営業権を民間企業に付与し、コンセッション契約が定める期間、料金の回収のためにそれを運営する権利を民間企業に譲渡する。

**近代化・運営・譲渡（MOT）：**

所轄機関は、インフラ設備の近代化のための営業権を民間企業に付与し、コンセッション契約が定める期間、料金の回収のためにそれを運営する権利を譲渡する。営業許可期間の終了後、民間企業は、契約に準拠した同様の品質条件を備えたそのすべての所有権その他の権益を、所轄機関に譲渡するものとする。

**近代化・所有・運営（MOO）：**

所轄機関は、インフラ設備の所有権を民間企業に譲渡することによって、その近代化のための営業権を民間企業に付与し、コンセッション契約が定める両当事者の合意条件に基づき、公共の利益のために料金を回収するためこれを運営する。

**リース・運営管理・管理契約：**

所轄機関が合意の期間中インフラの運営のために民間企業にリースし、または当該機関が管理のために民間企業にリースする一方で自ら運営し、または、自ら運営はしないものの、公共の利益のために合意の料金を支払うことにより、自己の管理下で運営するために民間企業にリースすることに合意した契約である。

上記リースは、閣僚会議令に規定するコンセッション・プロジェクトのみに適用されるものとする。

